第六次水俣・芦北地域振興計画

基本構想編

平成27年7月

熊　本　県

表紙写真：不知火海に浮かぶうたせ船

「水俣病の発生で疲弊した水俣・芦北地域の再生は熊本県の提案を待って対処する」旨の昭和５３年の閣議了解に基づき、昭和５４年に国への提案として、初めて水俣・芦北地域振興計画を策定して以来、３７年が経過します。この間、県では五次にわたり水俣・芦北地域振興計画を策定し、この地域の振興を図って参りました。

計画では、環境復元のための水俣湾埋立てに始まり、南九州西回り自動車道等の交通基盤、水俣市のエコタウン、芦北地域の農業集落排水等の産業基盤、御立岬公園、つなぎ美術館等の交流施設など、主要なインフラを整備して参りました。

また、もやい直しによる地域の絆の再生や水俣・芦北地域雇用創造協議会による雇用創出など、ひとや地域をつくるためのソフト事業にも取り組んで参りました。

そうした取組みを礎として、平成２５年には、天皇皇后両陛下をお迎えしての「第３３回全国豊かな海づくり大会」や、「水銀に関する水俣条約外交会議」を開催し、「世界に類を見ない公害を経験した」この地域が、「環境と共生する」地域として生まれ変わったことを世界にアピールしました。

このように水俣・芦北地域は、公害により疲弊していた時代の姿から大きく変貌を遂げましたが、来年５月で公式確認から６０年を迎える水俣病問題は、いまだ解決に至っていない状況です。

同時に、昭和３０年ごろがピークだったこの地域の人口は、現在、５万人弱と半減し、今後、何も対策を講じなければ、さらに大幅な減少が見込まれるなど、多くの課題を抱えています。

県では、これらの課題に対処していくため、平成２８年度から３２年度までの５年間を期間とする本計画を策定いたしました。

計画では、「環境への負荷が少ない持続的に発展する地域づくり」を目指した第五次水俣・芦北地域振興計画をさらに進め、「環境」への取組みを地域の経済活動に生かし「環境と経済の好循環」を目指す取組みや、地域や家族の絆を取り戻すための取組み等を進めて参りたいと考えています。

また、水俣病問題についても、真摯に向き合い、被害者の方々に寄り添いながら、一日も早い解決に向け、全力で取り組む覚悟を新たにしています。

折しも、現在、全国の自治体で、地方創生のための地方版総合戦略が策定されつつあります。今後、全国で国の支援の下、人口減少問題を始めとする様々な課題を、地方の知恵で解決していくための取組みが進められていくことになります。

水俣・芦北地域においても、こうした動きを好機ととらえ、本計画の下、これまでよりも一層、地域と一体となって知恵を集結し、地域の振興を図って参ります。

本計画の策定に当たっては、約１年にわたり、地元の市町、各種団体等と意見交換等を行いました。

御協力いただいた関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、引き続きこの地域の振興に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、国におかれては、３７年にわたり特段の支援をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。今後とも、本計画に基づく地域の再生と振興に向けた取組みに、格段の御理解と御協力をお願いいたします。

平成２７年７月

熊本県知事　　蒲　島　郁　夫

目　次

Ⅰ　水俣・芦北地域振興計画の意義・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　水俣・芦北地域の概況
　１　立地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　３　産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

Ⅲ　水俣・芦北地域振興計画の成果と課題
　１　計画の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　２　第五次計画までの主な成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　３　第五次計画までの取組みの検証と課題・・・・・・・・・・・・・・・・３５

Ⅳ　第六次計画の基本的な考え方
　１　計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
　２　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
　３　計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
　４　計画の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

Ⅴ　施策の展開
　目標１　高い付加価値を生む産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
　　（１）環境関連産業をはじめとする地域産業のさらなる振興
　　（２）稼げる農林水産業の推進
　　（３）異業種間の連携強化
　　（４）環境先進地や美しい自然環境、特色ある食などを活かした観光振興
　目標２　地域を担う人材づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
　　（１）産業や地域づくりを担う人材の育成・確保
　　（２）水俣病の歴史と教訓、環境の大切さを学び、行動する人材の育成・確保
　目標３　地域で暮らす安心づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
　　（１）水俣病被害者をはじめ誰もがいきいきと安心して暮らし続けていける
　　　地域づくり
　　（２）安心して子どもを生み育てられる地域づくり
　目標４　地域の活性化を支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・５７
　　（１）生活行動や産業活動を広げる高規格幹線道路の整備促進
　　（２）地域の交通網・情報通信基盤の整備
　　（３）住環境等の生活基盤の整備
　　（４）防災・県土保全
　　（５）地域コミュニティの強化と県南地域をはじめとする近隣地域との連携強化
　　（６）環境を中心とした知の集積拠点づくり

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
　１　水俣病対策に関する要望書（昭和 52 年 12 月 熊本県）
　２　水俣病対策について（昭和 53 年 6 月 20 日 閣議了解）

Ⅰ　水俣・芦北地域振興計画の意義・目的

Ⅰ　水俣・芦北地域振興計画の意義・目的

水俣・芦北地域は、熊本県南部に位置し、八代海の恵まれた海洋資源、美しいリアス式海岸、九州山地の起伏に富んだ地形のなかで、温暖な気候のもと古くから漁業や農林業が営まれ、独自の文化がはぐくまれてきた地域である。

しかし、わが国が近代国家として発展を遂げる過程にあって、高度成長期に入るのと時を同じくして発生した水俣病（昭和３１年５月公式確認）は、地域の住民はもとより、世界にも大きな衝撃を与えた。当地域に甚大な健康被害と自然環境の汚染をもたらし、社会・経済基盤を大きく脆弱化させ、全国的な少子高齢化や都市への人口流出なども相まって、当地域の活力を著しく疲弊させた。

このため、当地域の住民の方々が安心して生活できる条件整備を図る必要があることから、県は特別立法の制定を国に要請したが、昭和５３年６月２０日、国は当地域の振興について「熊本県の具体的提案を待って対処する」との閣議了解（「水俣病対策について」）を行った。

県も、当地域の振興を図るため、国の支援のもと、昭和５４年度から五次にわたり「水俣・芦北地域振興計画」を策定し、総合的に施策を展開して当地域の振興に地元市町とともに取り組んできた。

また、平成７年の政治解決や、平成２１年７月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により被害者救済が進められたが、真に水俣病問題の解決を果たすためには、被害者の救済とともに、いわば車の両輪として水俣病の発生により疲弊した当地域の再生と振興を図ることが必要である。

そこで、県では平成２８年度から平成３２年度までの５年間を計画期間とする「第六次水俣・芦北地域振興計画」を地元市町とともに策定し、国の強力な支援のもと、当地域の再生と振興を目指すものである。

Ⅱ　水俣・芦北地域の概況

Ⅱ　水俣・芦北地域の概況

１　立地

①　位置・気候

水俣・芦北地域は、熊本県の南部に位置し、八代海の海岸線に沿って北から芦北町、津奈木町、水俣市の１市２町で構成される地域で、面積は約４３０ｋ㎡で県土の約５．８％を占めている。

当地域の大部分は、熊本県北部から当地域までの八代海・有明海の内海に面した気候区に属し、県北、県央の平野部との局地差は特に認められないが、水俣市の南部は、天草下島と同じ気候区に属しているため、冬に暖かく、夏にやや雨が多いという特徴がある。

（水俣・芦北地域の位置図）

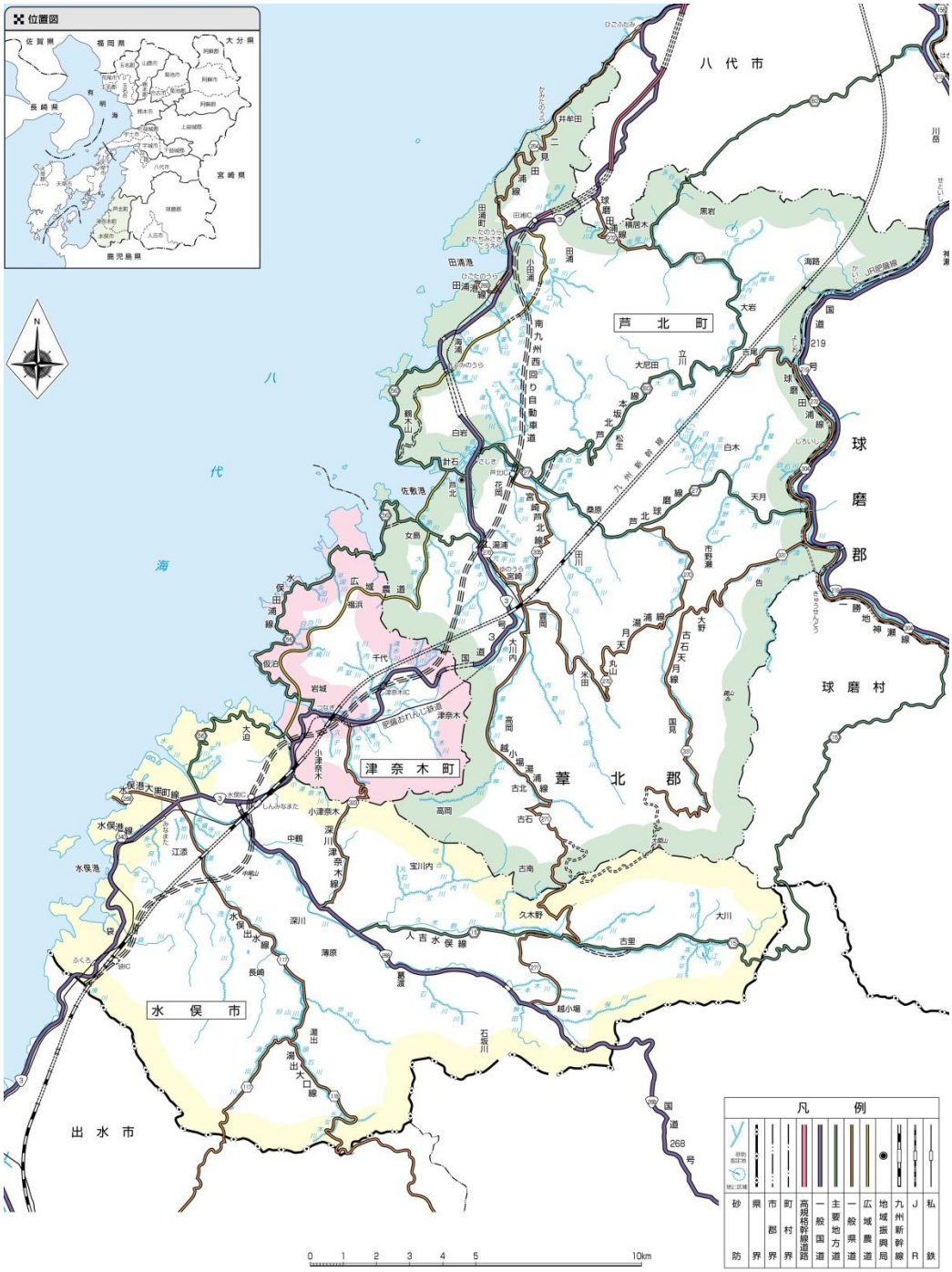

② 地形

当地域の地形は、九州山地の南西延長部が八代海に没する位置にあたり、ほとんどの土地が壮年期の山地で形成されているため、山地の標高は６００～７００m程度であるものの、谷が複雑に入り組み山腹の傾斜も急峻である。

海岸部も複雑な屈曲に富むリアス式海岸が形成されており、平地は河口等の海岸部などにわずかに分布している。地域の中心集落・市街地は、いずれもこの湾入した海岸に中小河川が形成した小規模な沖積低地に立地している。

③ 土地利用

当地域の土地利用は、全体面積４３０．６k㎡の約７６%が森林で占められており、県全体と比較して１３ポイント以上も割合が大きく、中山間地域となっている。

また、農用地の占める割合は県全体と比較すると低く、特に田の割合は三分の一程度となっている。農用地の約３割が樹園地であり、日本一の生産量を誇る甘夏や不知火類（デコポン）を中心とする柑橘類の栽培が行われている。

【当地域の土地利用面積】 （単位：ha）

田	畑	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
1,362	1,637	32,668	827	1,218	1,025	4,330

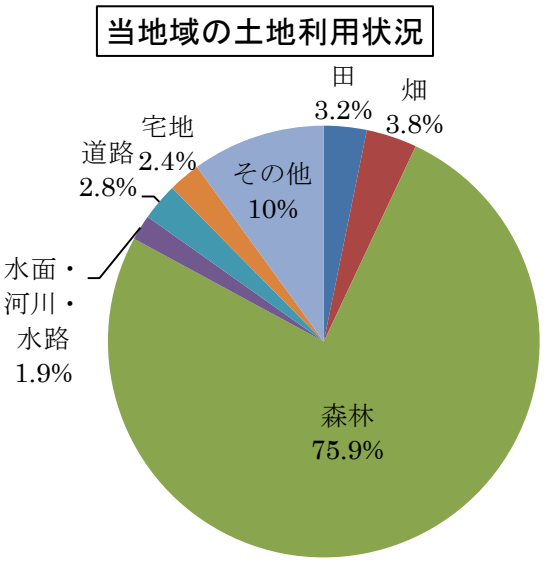

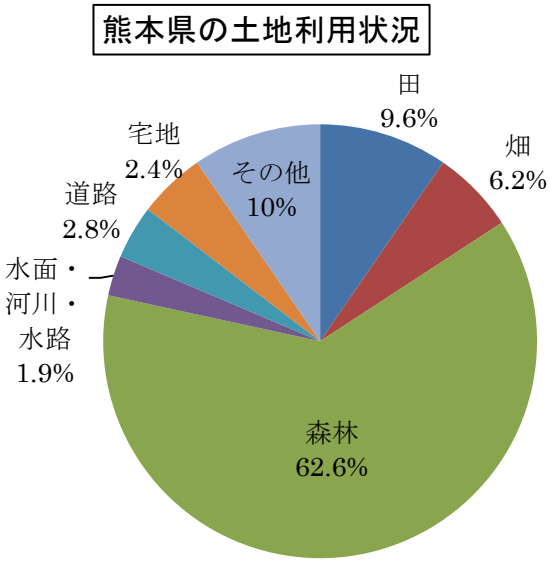

（平成２５年熊本県統計年鑑）

２　人口

当地域の人口は、約４万８千人（平成２６年１０月１日時点）であり、県人口の２．７％（県人口：約１７９万人）となっている。

当地域内でみると、中心的都市である水俣市が約２万５千７百人で約５３％を占めており、芦北町が約１万７千８百人で約３７％、津奈木町が約４千８百人で約１０％となっている。

また、年齢３階級別人口構成をみると、当地域は高齢者（６５歳以上）の比率が３７．１％と、県全体（２８．０％）より９．１ポイント高く、県内で最も高齢化が進んでいる。

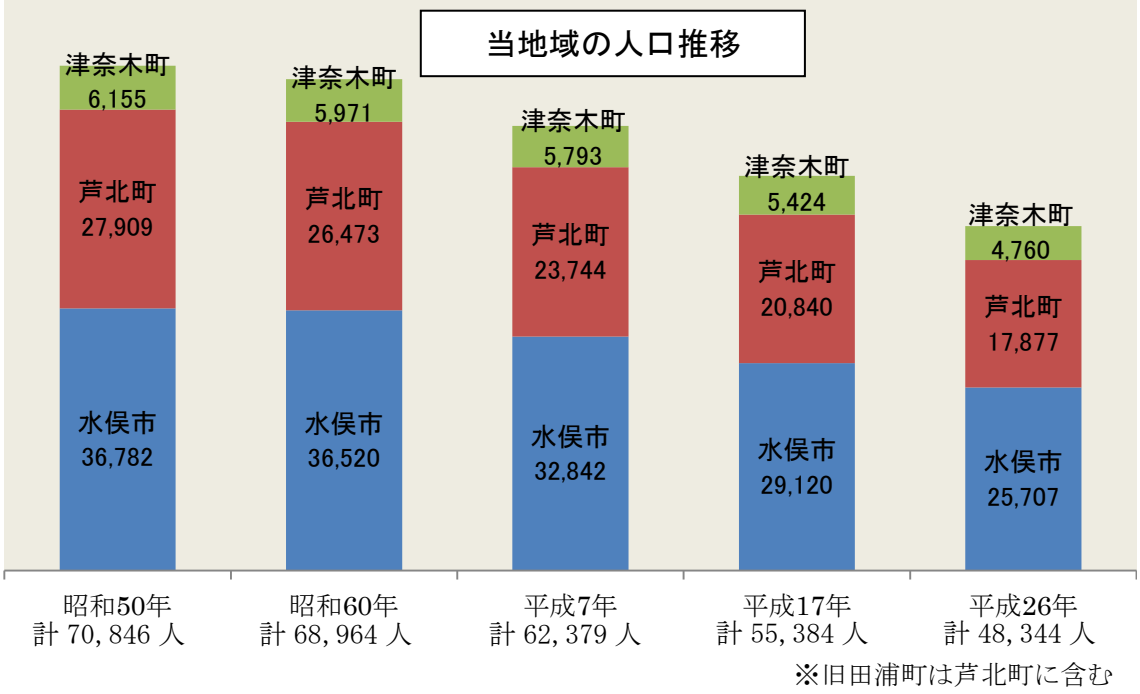

※旧田浦町は芦北町に含む

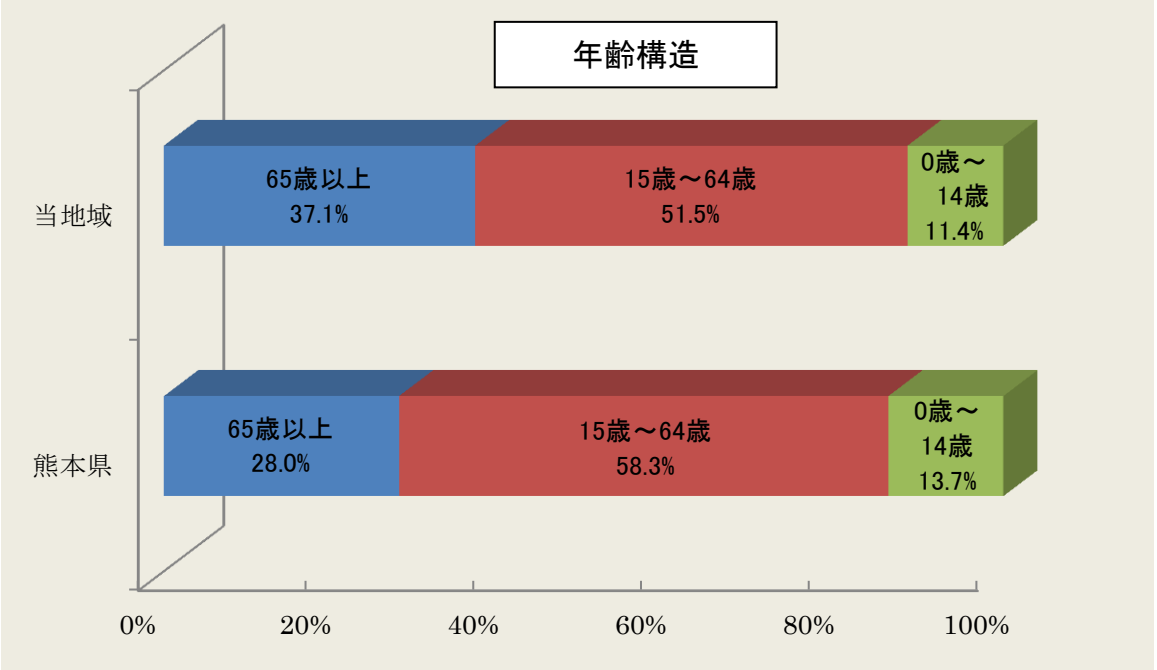

（国勢調査及び平成 26 年熊本県推計人口調査）

３　産業

当地域の平成２４年の産業別就業人口の構成は、第一次産業が１１．７%で、県全体（１０．５%）とほぼ同程度である。また、第二次産業は２４．０%で県全体（２１．２%）よりやや高く、逆に第三次産業は６４．３%と県全体（６８．４%）よりやや低くなっている。

各市町の状況をみると、水俣市においては、製造業と医療・福祉の割合が高く、農業の割合が低くなっている。芦北町においては農業と林業、津奈木町では農業と漁業など、第一次産業の割合が比較的高くなっている。

また、当地域の平成２４年の市町村内総生産は１４０，２７２百万円で、県内の市町村内総生産の約２．５%となっている。

【産業別就業人口及び構成比（１５歳以上)】

	第一次産業		第二産業		第三次産業		計
当地域	2,585 人	11.7%	5,307 人	24.0%	14,191 人	64.3%	22,083 人
熊本県	85,007 人	10.5%	171,899 人	21.2%	555,227 人	68.3%	812,133 人

（平成 24 年就業構造基本調査）

【市町毎の産業別就業人口の構成比（１５歳以上)】

	第一次産業			第二次産業			第三次産業	
	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	医療福祉	その他
水俣市	5.6%	0.4%	0.4%	0.1%	7.8%	15.8%	20.8%	49.1%
芦北町	13.8%	0.8%	2.0%	0.4%	10.8%	13.7%	18.2%	40.3%
津奈木町	16.2%	0.4%	3.8%	0.2%	9.5%	13.1%	16.4%	40.4%
熊本県	9.5%	0.3%	0.7%	0.1%	8.1%	13.0%	14.3%	54.0%

（平成 24 年就業構造基本調査）

【市町村内総生産】

	当地域		県内での割合
	金額（百万）	構成比	（当地域／県）
農　業	3,438	2.5%	2.1%
林　業	575	0.4%	6.2%
水産業	458	0.3%	2.8%
鉱工業	26,104	18.6%	2.7%
建設業	13,349	9.5%	4.4%
電気・ガス・水道業	2,111	1.5%	2.9%
卸売・小売業	10,269	7.3%	1.6%
金融・保険業	3,682	2.6%	1.9%
不動産業	16,407	11.7%	2.2%
運輸業	5,026	3.6%	2.1%
情報通信業	3,273	2.4%	1.7%
サービス業	30,745	21.9%	2.6%
（産業計）	115,437	82.3%	2.4%
その他	24,835	17.7%	2.8%
合　計	140,272	－	2.5%

（平成 24 年度市町村民所得推計）

（農業）

農業の平成２４年主要品目生産量をみると、甘夏ミカンが７２%、不知火類（デコポン）が２６%、タマネギが２７%と、柑橘類とタマネギの県内に占める割合が高く、地域の基幹作物となっている。

【主要品目生産量】

品　目		当地域	県	県内シェア
甘夏ミカン	※4	8,329 t	11,499 t	72.4%
タマネギ	※1	2,614 t	9,580 t	27.3%
不知火類（デコポン）	※4	4,861 t	18,747 t	25.9%
太秋	※4	60 t	510 t	11.8%
茶	※2	81 t	1,264 t	5.5%
肉用牛	※3	3,297 頭	143,488 頭	2.3%
水稲	※1	3,617 t	190,900 t	1.9%

＊1 九州農政局統計情報部「耕地及び主要農作物市町村別データ」(H24)
　園芸工芸農作物統計[熊本県](H24)
＊2 熊本県農林水産部調べ（H24）
＊3 熊本県畜産統計（H24）
＊4 熊本県果樹振興実績書（H24）

（林業）

当地域の森林面積は約３万３千ｈａで総面積の７割以上を森林が占めており、また、松くい虫被害跡地造林として昭和４０年代からスギ・ヒノキが積極的に植林され、人工林率が約８０%と県下で最も人工林の高い地域となっている。

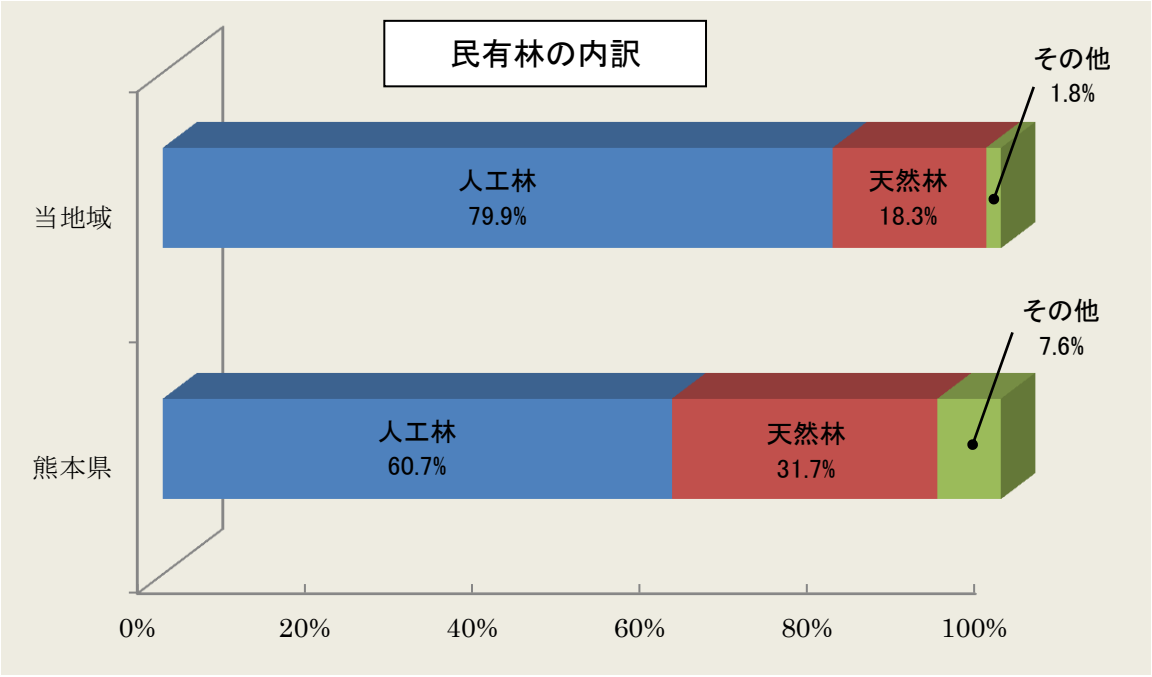

（熊本県民有林資源調査書（H26.4.1））

（漁業）

漁獲量は年々減少傾向であるものの、当地域は八代海に面し多様な水産物を有しており、６次産業化やクマモトオイスター等のブランド化などにより付加価値の向上を図るとともに、漁村の活性化にも取り組んでいる。

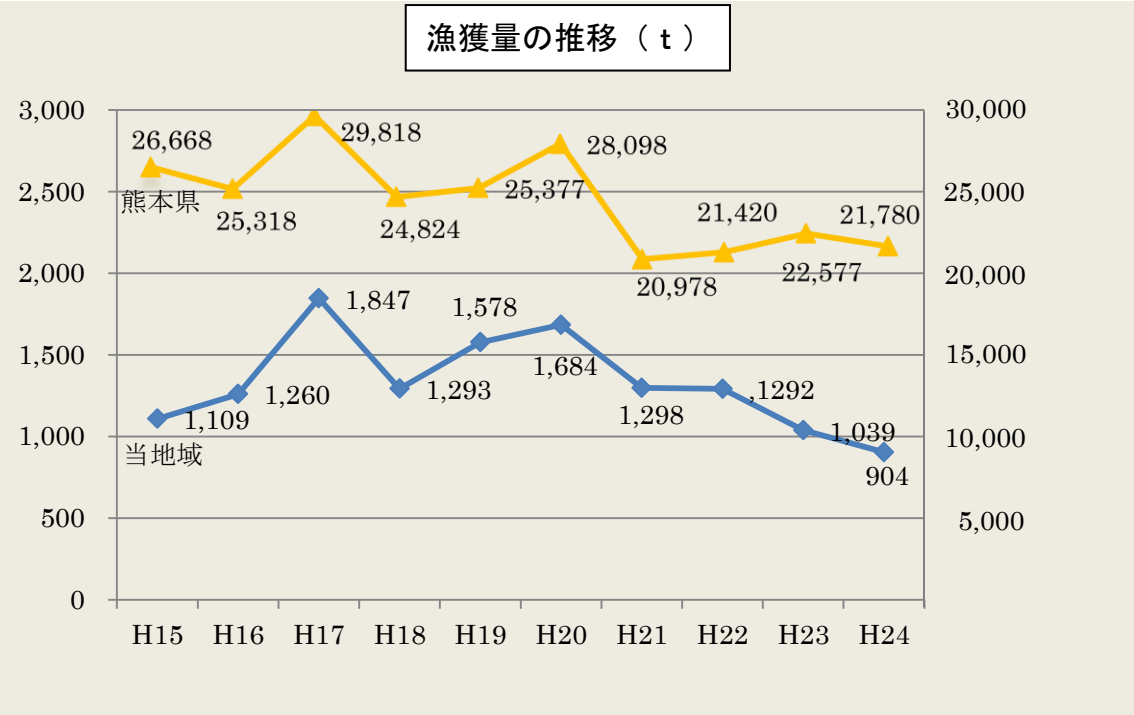

（農林水産統計）

（工業）

近年の当地域の工業を取り巻く状況は、事業者数及び従事者数ともに全体的に減少傾向が続いており、製造品出荷額は平成１５年から増加傾向にあったものの、平成２２年をピークにここ数年は減少がみられる。

【事業所数、製造品出荷額等の推移（従業者４人以上の事業所）】

	事業者数		従事者数		製造品出荷額等		付加価値額	
	（人）	対前年比	（人）	対前年比	（百万円）	対前年比	（百万円）	対前年比
H15	108		3,173		61,453		24,553	
H16	102	−6%	3,155	−1%	65,030	+6%	24,495	−1%
H17	99	−3%	3,104	−2%	69,041	+6%	25,761	+5%
H18	90	−9%	2,950	−5%	86,085	+25%	28,481	+11%
H19	92	+2%	3,043	+3%	100,577	+17%	31,624	+11%
H20	95	+3%	2,970	−2%	103,766	+3%	30,023	−5%
H21	90	−5%	2,805	−6%	84,610	−18%	20,354	−32%
H22	85	−6%	2,677	−5%	103,869	+23%	22,504	+11%
H23	82	−4%	2,359	−12%	74,170	−29%	30,226	+34%
H24	80	−2%	2,760	+17%	77,884	+5%	24,065	−20%
H25	77	−4%	2,793	+1%	77,417	−1%	23,748	−1%

（平成 15 年～25 年工業統計調査）

Ⅲ　水俣・芦北地域振興計画の成果と課題

Ⅲ　水俣・芦北地域振興計画の成果と課題

１　計画の変遷

水俣・芦北地域は、水俣病の発生により住民が甚大な健康被害と環境破壊の影響を被るとともに、経済基盤・社会基盤の脆弱化、水俣病患者を含めた住民、原因企業、民間団体、行政などの地域に関わる関係者の間で発生した複雑な対立による地域コミュニティの崩壊、都市圏への人口流出などがあいまった人口減少など、様々な深刻な問題が発生した。

これら水俣病の発生に起因する諸問題の克服は、当地域にとって極めて重要な課題となっている。

そのため、県では、昭和５３年６月２０日の閣議了解に基づき、昭和５４年度から５次・３７年間にわたる水俣・芦北地域振興計画を策定し、時勢の課題に向き合い、一歩ずつ着実に当地域の振興を図ってきた。

（これまでの計画の変遷）

第一次	計画期間	昭和54年度～60年度（7年間）
	基本目標	水俣病から蘇生していくための新しい地域づくり
第二次	計画期間	昭和61年度～平成7年度（10年間）
	基本理念	高次な地域イメージの確立
	計画理念	1.地域住民の活力の醸成と社会的評価の回復 2.活力ある地域社会の創造
第三次	計画期間	平成8年度～17年度（10年間）
	基本理念	水俣・芦北地域の活力の再生と創造
	基本目標	1.環境との共生　2.やさしいまちづくり 3.人が集う魅力ある地域づくり　4.足腰の強い産業づくり
第四次	計画期間	平成18年度～22年度（5年間）
	基本理念	多様な環境と共生し、持続的に発展する地域づくり
	基本目標	1.地域の特色や資源を生かした魅力と活力のある地域づくり 2.地域の生活を支える安全で安心な親しみやすい地域づくり
第五次	計画期間	平成23年度～27年度（5年間）
	基本理念	環境への負荷が少ない持続的に発展する地域づくり
	目標	1.産業振興と雇用確保による活力ある地域づくり 2.医療・福祉の充実等による安全・安心な暮らしの確保 3.人が集い自然豊かな地域イメージの確立

２　第五次計画までの主な成果

（１）水俣湾の環境復元と周辺地域の開発

①　水俣湾の埋立て等による環境復元

昭和５２年度に着手した水俣湾公害防止事業は、水銀値の高い湾奥部を仕切り、そこに比較的水銀値の低い区域に堆積している汚泥を浚渫して埋め立てたもので、平成２年に完了した。

また、水俣湾の魚介類対策は、魚介類の摂食及び漁獲自粛の行政指導を行うとともに、水俣湾に棲息する水銀に汚染された魚介類が湾外へ流出するのを防ぐための仕切網を設置した。

このような取組みによって水俣湾の魚介類の水銀値は年々低下し、県は平成９年に水俣湾内魚介類の安全宣言を行うとともに、昭和４９年１月から２３年間設置してきた仕切り網を完全撤去し、水俣湾の環境復元を実現した。

【事業概要】
事業期間：昭和52年～平成2年3月
総事業費：約480億円
　　チッソ負担305億円（うち297億円をヘドロ立替債で措置）
　　残額を国と県が2分の1ずつ負担
埋立面積：約58万㎡
浚渫区域：約151万㎡　浚渫汚泥：約78万㎥
事業効果：浚渫前（S60）　底質中の総水銀の最大値　　553ppm
　　浚渫後（S62）　　同上　　12ppm

②　水俣湾埋立地及び周辺地域の整備

水俣湾埋立地及び周辺地域を水俣再生の拠点とするため、平成元年に策定した「水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備具体化構想」に基づき、スポーツ施設や親水護岸、竹林園などからなる水俣広域公園（エコパーク水俣）を整備した。

現在、水俣広域公園内及び近隣には、道の駅に登録されたバラ園やみなまた観光物産館「まつぼっくり」があり、さらに水俣市立水俣病資料館や熊本県環境センターなども含めて、市民の憩いの場であるとともに、水俣病の歴史と教訓や環境の大切さの情報発信、観光・スポーツなどを一体的に推進する活動拠点となっている。

【事業概要（水俣広域公園）】
事業期間：昭和63年度～
総事業費：約102億円
総 面 積：約41．8ha（平成24年度から港湾緑地約19ha を編入）
施設概要：陸上競技場、テニスコート、竹林園、親水護岸、多目的広場　等
公園利用者数：平成25年度　218，400人
（うちローズフェスタ53，600人
　グランドゴルフ18，200人
　陸上競技場　14，600人）

③　水俣港の整備

水俣港においては、港湾機能の拡充や船舶航行の安全確保、利用者の安全・利便性向上のため、防波堤や護岸、物揚場、野積場、浮桟橋の施設をはじめ、橋梁・道路等の臨港交通施設や港湾緑地等を整備し、現在では水俣地域の産業や観光を支える物流・人流の拠点となっている。

【事業概要】
事業期間：平成2年度～21年度
総事業費：約78億円
施設概要：防波堤、桟橋、物揚場、野積場、臨港道路、橋梁、親水緑地　等
事業効果：入港船舶数 2,362 隻、総トン数 383,258 トン
船舶乗降人員　乗込 5,389 人、上陸 5,571 人
国外：輸入 70,426 トン
国内：移入 66,731 トン、移出 9,951 トン　（H25 実績）

（２）「もやい直し」と地域住民が主体の地域づくりの取組み

水俣病問題から発生した地域住民間の複雑な感情の対立や相互不信により崩壊した地域コミュニティの再生を図ることは、当地域の振興を図るうえで極めて重要な課題であることから、水俣病と正面から向き合い、対話し、協働する「もやい直し」に取り組んできた。

「環境創造みなまた推進事業（平成２年度～１０年度）」等で、各地域でのシンポジウムや意見交換会、各種フォーラムなど行政や患者団体、市民等の対話や水俣病問題を認識し合うための数々のイベントを実施し、また、財団法人水俣・芦北地域振興財団の助成により整備・運営されている「もやい直しセンター（水俣市２箇所、芦北町１箇所）」を拠点とした地域住民相互の理解促進の取組みが進められるなど、「もやい直し」の機運が醸成された。

そのような取組みにより地域コミュニティの再生が進み、同財団の地域振興に関する助成事業などの支援により、地域コミュニティ組織や民間団体等が主体的となった地域づくりや地域福祉の様々な取組みが積極的に行われるようになった。

（３）交通基盤の整備

①　南九州西回り自動車道の整備

高規格幹線道路の一環として建設が進められている南九州西回り自動車道は、平成１７年２月に日奈久インターチェンジ（以下「ＩＣ」という。）～田浦ＩＣ、平成２１年４月に田浦ＩＣ～芦北ＩＣ間が開通し、当地域の利便性は向上しており、平成２７年度中には芦北ＩＣ～津奈木ＩＣ、平成３０年度中には津奈木ＩＣ～水俣ＩＣ（仮称）の開通が見込まれるなど着実に整備が進んでいる。本道路の整備は、生活行動や産業活動を拡大するとともに、大規模災害や救急医療への対応など様々な効果をもたらし、当地域の活性化に大きく寄与することが期待される。

【事業概要】
総延長:約140km　(起点)八代市、(終点)鹿児島市
当地域内延長:約30km
整備状況:昭和63年度事業着手
平成17年2月　日奈久IC～田浦IC 開通(8．8km)
平成21年4月　田浦IC～芦北IC 開通(8．0km)
平成27年度中　芦北IC～津奈木IC 開通予定(7．7km)
平成30年度中　津奈木IC～水俣IC(仮称) 開通予定(5．6km)
時間短縮効果:八代市～水俣市間　約1時間20分→約25分(完成時)

② 地域内幹線道路の整備

地域内の幹線道路についても整備が着実に進んでおり、特に海岸部を南北に貫く主要地方道水俣田浦線及び一般県道二見田浦線については、風光明媚な海岸線を走るシーサイドロードとして、また、急病等の緊急時に周辺地域と都市部を結ぶ大切な生活道路として重点的に整備を推進しており、地域住民や観光客の利便性の向上を図っている。

【事業概要（シーサイドロード)】
全体延長：５６．０ｋｍ（県管理３３．５ｋｍ）
事業期間：平成４年度～
整備状況：道路改良率（県管理区間、平成２６年度末）

路線名	延長	道路改良率
①水俣田浦線	23.7km	78%
②二見田浦線	8.4km	99%
③水俣港大黒町線	1.4km	71%
全　　体	33.5km	83%

※シーサイドロード区間のみ

③ 九州新幹線全線開業及び新水俣駅の整備

平成１６年３月に開業した九州新幹線新水俣駅は、平成２３年３月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い利用者数が増加し、観光をはじめとした交流人口の拡大など九州新幹線全線開業効果を当地域にもたらしている。

④ 肥薩おれんじ鉄道駅舎の整備

地域住民の日常生活に欠かせない交通手段である肥薩おれんじ鉄道について、老朽化していた水俣駅の駅舎の改修を行い、平成２７年３月に整備が完了した。

また、平成２７年度からは水俣駅周辺の環境整備も実施する予定である。

駅にイベントや情報発信等の機能を加える当改修によって、利用者の利便性向上はもちろんのこと、地域活性化の活動・交流拠点としての利活用が今後期待できる。

⑤　佐敷港の整備

　漁船やうたせ船、貨物船が混在して運行している佐敷港について、海上交通の安全性及び機能性の向上を図るため、老朽化した港湾施設の改修や計石地区にある物揚場機能を分離する整備等を進めている。これまで、鶴木山地区の防波堤や物揚場機能の移転先である女島地区の臨港道路及び排水路整備等が完了している。

（４）農林水産業の振興

①　農業の振興

温暖な気候を活かした日本一の生産量を誇る甘夏や不知火類（デコポン）等の柑橘類を中心に、サラダたまねぎや、茶、柿など多彩な農業生産活動を支援するため、減農薬・減化学肥料栽培によるブランド化や農作業の効率化、耕作放棄地の解消に向けた取組み、地域の現状や農家のニーズをふまえたきめ細かい基盤整備などを実施している。

具体的には、柑橘類の安定生産を図るために果皮強化対策や貯蔵時腐敗防止対策を実施し、平成２５年度においては生産量変動率２％を達成（県全体５％）したほか、サラダたまねぎの機械化による作業の省力化や業務加工向けの出荷確保・拡大など、農業従事者の所得向上・安定化に繋がる取組みを実施した。

また、耕作放棄地の解消と農地の有効活用を図るため、耕作放棄地解消緊急対策事業やくまもと里モンプロジェクト（耕作放棄地を活用した農業体験）などを実施し、市町村、農業委員会、農業者等の取組みと合わせて平成２０年から２５年の６年間で１６４ｈａの耕作放棄地を再生するとともに、県指定の農地集積重点地区において新たに農業法人が設立されるなど、担い手への農地集積に向けた取り組みが加速化した。

さらに、排水対策や中山間地域における区画整理、農道の整備などの農業基盤整備を推進し、水田の汎用化や農作業の省力化、集出荷施設や市場等へのアクセス強化や農村集落間の連携強化などを図った。

【主な事業】

○熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業
　事業期間：平成24年度～平成27年度
　総事業費：約8百万円（平成25年度まで）
　事業効果：生産量変動率の縮減
　　H24：－4%、H25：2%（H27目標：5%以内）

○芦北地区排水対策特別事業
　事業期間：平成21年度～平成26年度　　総事業費：約604百万円
　事業効果：水田の汎用化により安定した農業経営が可能となった

○芦北地区広域営農団地農道整備事業
　事業期間：昭和55年度～平成24年度　　総事業費：約32，690百万円
　道路延長：約23km
　事業効果：農地と市場等との移動時間等が改善された

○水俣・芦北地区中山間地域総合整備事業
　事業期間：平成15年度～平成23年度　　総事業費：1，956百万円
　事業内容：農道1．9km、ほ場整備26ha　など
　事業効果：作物生産量増加、品質向上、営農経費節減など年効果額として2億円程度の向上が図られた。

② 林業の振興

当地域においては、古くから林地の高度利用がなされ、民有林の人工林率が約８０%であり、県平均の６０%を大きく上回っている。

このような中、水資源のかん養など公益的機能を持つ森林資源の健全な育成を図るため、間伐等の適正な森林整備や倉谷上小場線（広域基幹林道）をはじめとした基盤整備の充実を図った。

また、林業と建設業等が人材や機材等を相互に補完する林建連携の取組みや高性能林業機械等の導入、九州唯一の合板工場（水俣市）の施設拡充など、林業や地域経済の発展に大きく寄与した。

さらに、豪雨災害等により被災した山腹崩壊地の復旧や、災害発生危険度の高い地区等の災害防止に必要な治山施設の整備を行った。

【主な事業】

〇広域基幹林道整備事業（倉谷上小場線整備）
事業期間：平成2年度～平成13年度
道路延長：約11km　総事業費：約1，566百万円
事業効果：間伐等の森林整備の推進及び林業生産性の向上等に寄与

〇治山事業
事業期間：平成21年度～平成27年度
事業内容：治山ダム工67基、山腹工3haほか　総事業費：約1，989百万円
事業効果：森林が有する公益的機能が高まり、県民の安全・安心な生活の確保が図られた。

〇林建連携雇用創出促進対策事業
事業期間：平成25年度～平成27年度　総事業費：約254百万円（全県）
事業効果：平成25年度は、水俣・芦北森林組合と建設業者3社が連携し、５．1haの森林整備を実施した。

③　水産業の振興

当地域の漁港等の水産基盤整備に重点的に取組むとともに、マダイなどの種苗放流等による水産資源の回復や水産物のブランド化など、漁業従事者の所得向上・安定化に繋がる取組みを実施している。

また、平成２５年１０月に「第３３回全国豊かな海づくり大会～くまもと～」の放流行事をエコパーク水俣親水護岸で開催し、特色ある水産業の魅力と再生した水俣の海の情報発信を実施した。

さらに、田浦漁協及び芦北漁協の合併に向けた取組みを支援し、平成２６年４月１日に合併漁協である芦北町漁協が設立された。

【主な事業】

〇水産物供給基盤機能保全事業
　事業期間：平成21年度～
　整備漁港：合串漁港、丸島漁港、田浦漁港、茂道漁港、湯堂漁港
　事業効果：老朽化した漁港施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減を図った。
〇みんなで育てる豊かな海づくり事業（平成23～24年度）
　さかながとれる豊かな海づくり事業（平成25～27年度）
　事業内容：本県沿岸海域全域で行うマダイ、ヒラメなどの種苗放流による栽培漁業を推進した。
　放流尾数：マダイ19万9千尾、ヒラメ82万3千尾、ガザミ25万2千尾
　事業期間：平成23～27年度　　総事業費：約237百万円
〇「第33回全国豊かな海づくり大会～くまもと～」の開催
　（水俣市、熊本市、天草市）
　事業実施日：平成25年10月26日、27日
　事業効果　：大会参加者2，823人、来場者66，922人
　経済波及効果約10億1千万円

④　くまもと県南フードバレー構想

水俣・芦北地域を含む県南地域において、地域の豊富な農林水産物等を活かして「食」関連産業の振興を図り、地域を活性化すること目的に、平成２５年３月に「くまもと県南フードバレー構想」を策定した。

具体的には、地域内生産物の高付加価値化のための６次産業化や農商工連携の推進、食関連企業の立地促進や農業への企業参入の推進、県南地域における「農」や「食」に関する試験研究機能の強化、ポートセールスの強化をはじめとした八代港等の活用を促進するとともに、海外や首都圏などへの販路拡大などの取組みを展開している。

また、平成２５年７月に「くまもと県南フードバレー推進協議会」を設立し、構想推進に向け、会員である県南地域の事業者等のネットワーク形成や人材の育成、情報の共有化などに対する支援を行っている。

「食」関連企業の誘致や異業種からの農業参入、くまもと県南フードバレー推進協議会の活動を通じた新たな販路の開拓などの事例が生まれている。

【主な事業】

〇フードバレー構想推進事業

事業期間：平成24年度～平成27年度　総事業費：約57百万円

事業内容：「くまもと県南フードバレー構想」策定
くまもと県南フードバレー構想推進協議会の設立
協議会運営負担金（協議会事業の実施）

事業効果：協議会事業を通じた新たな販路の開拓や商品の改良等

〇くまもと県南フードバレー推進協議会関連事業

事業期間：平成25年度～平成27年度　総事業費：約64百万円

事業内容：ビジネスマッチングや販路拡大等の促進

・首都圏での食品展示商談会に出展し、大都市圏への販路拡大を支援

・商談会に向けて、出展事業者の商談・商品 PR 等のスキルアップを図る勉強会の開催

・会員の販路拡大や新商品開発等の取組みに対する助成を実施

・福岡県に展開する食品スーパー「西鉄ストア」の店舗内に「くまもと産直市場」を開設し、県南地域の食（青果物、加工品、惣菜など）の販路拡大を支援

〇フードバレーアグリビジネスセンター整備事業

事業期間：平成25年度～平成26年度　総事業費：約630百万円

事業効果：企業や農業者のニーズに則したサポートを行うオープンイノベーションの拠点として、センターの4つの機能（相談窓口のワンストップ化、試験研究機能、オープンラボ機能、県南アカデミー人材育成機能）を活用し、県南地域の6次産業化やその担い手の育成を推進した。

（５）環境関連産業の集積

①　みなまたエコタウン（水俣産業団地）の創出

水俣市は、平成１３年２月に国（経済産業省・環境省）がゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）構想を進めるために創設したエコタウン事業の承認を受け、市民の高い環境意識を背景に同事業の推進に取り組んだことで、水俣産業団地を中心に８社の環境関連産業が集積するとともに、地場産業の育成・技術向上のための支援等を図るため、「みなまた環境テクノセンター」が設置された。

これにより、約１７０名の雇用の場が確保されるとともに、企業や行政等の視察や環境学習旅行を呼び込むなど地域経済に一定の効果をもたらしている。

②　再生可能エネルギー事業の推進

県では、平成２４年１０月に「熊本県総合エネルギー計画」を策定し、国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入を背景に、再生可能エネルギーの導入加速化などを推進している。

長い日照時間や広い林地など再生可能エネルギーの資源が豊富で環境意識が高い当地域においても、再生可能エネルギー事業の立地促進を積極的に進めており、現在、水俣市で３件、芦北町で２件、津奈木町で１件の大規模太陽光発電事業の立地協定が実現し、また、木質バイオマスの利活用についても検討を進めている。さらに、水俣市寒川地区においては、現在、地域住民が主体となった小水力発電事業に取り組んでいる。

（６）観光推進

①　芦北七浦パークコースト構想

第二次計画以降、当地域の共通基盤である美しい海を守り育て活用することを統一テーマとして、リアス式海岸線を軸に、地域の自然的、歴史的、文化的資源や施設・事業を結びつけ、一つの帯状の公園的環境（パークコースト）の形成を図る「芦北七浦パークコースト」を推進してきた。

昭和６３年の御立岬公園の供用開始をはじめとし、芦北海浜総合公園、あしきた青少年の家、各市町物産館、美術館等の整備など、地域の実情に応じた様々な交流拠点施設の整備を、それらを有機的に結びつけるシーサイドロードとともに進めてきた。

【主な交流拠点施設の利用者数（平成 26 年 3 月末現在)】

施設名	供用開始時期	利用者数（累計）	年間平均利用者数
芦北海浜総合公園	H12. 7	488,576 人	35,533 人
県立あしきた青少年の家	H10. 7	1,133,297 人	71,955 人
御立岬公園	S63.11	7,721,120 人	304,781 人
グリーンゲイト	H 5. 4	391,912 人	18,662 人
つなぎ美術館	H13. 4	125,710 人	9,670 人
つなぎ温泉四季彩	H 6. 5	2,442,767 人	122,649 人
湯の児温泉・海水浴場	H10. 4	3,123,014 人	195,189 人
水俣病資料館	H 5. 1	860,761 人	40,506 人
県環境センター	H 5. 8	668,429 人	32,343 人

※湯の児温泉・海水浴場の供用時期は利用者数の集計開始時期

② 環境負荷を少なくしつつ交流人口の拡大を図る取組み

水俣の豊かな自然、資源の特徴を活かし、憩い・交流の場としての公園整備や湯の児・湯の鶴温泉街の観光施設の整備等を行った。

また、環境負荷を少なくしつつ経済発展する地域づくりとして、御立岬公園内に「温泉塩」の塩づくり体験ができる「塩むすび館」や湯の鶴地区の温泉施設など自然エネルギー等を活用した観光施設の整備、レンタサイクルの導入や観光キャンペーンなどを展開してきた。

さらに、肥薩おれんじ鉄道の観光列車「おれんじ食堂」の導入により、国内外からの交流人口の拡大とともに、沿線地域の物産振興及びＰＲを図ってきた。

当地域への観光客数は、昭和６２年には約８７万人だった観光客数が、御立岬公園等の整備により平成９年には約１９４万人まで増加し一旦ピークを迎えた。

その後、しばらく観光客数の減少が見られたものの、これらのハード・ソフト両面での観光振興の取組みや交通基盤の充実などにより近年は増加に転じ、平成２５年度は過去最高の約２８０万人となった。

【主な事業】

〇湯の鶴温泉保健センター及び周辺施設整備事業
事業期間:平成25年度～平成26年度　総事業費:約160百万円
事業内容:自然エネルギーを活用した温泉施設の改修、駐車場等の整備
事業効果:地域内外からの利用者の増加、環境負荷の軽減

〇肥薩おれんじ鉄道観光列車の整備
事業期間:平成24年度　総事業費:約50百万円
事業内容:観光列車「おれんじ食堂」導入に向けた車両の改造
事業効果:地域内外からの利用者の増加、環境負荷の軽減

〇水俣中央地区都市再生整備計画事業
事業期間:平成22年度～平成26年　総事業費:約673百万円
事業内容:湯の児島公園外4箇所整備事業、湯の児フィッシングパーク再生事業
レンタサイクル導入事業　等
事業効果:市民の憩いの場の充実、交流人口の拡大、環境負荷の軽減

【近年の観光客総数の推移】

		平成 9 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
当地域	観光客数	1,964,100 人	1,736,000 人	1,652,900 人	2,800,221 人
	増減率 対 H9 比	100%	88%	84%	143%
熊本県	観光客数	49,198,500 人	62,550,500 人	58,115,500 人	61,189,335 人
	増減率 対 H9 比	100%	127%	118%	124%

（７）環境先進地としてのイメージの発信・浸透

①　水俣病の歴史と教訓や環境に関する先進的事例等の発信

第四次計画以降、当地域全体を「環境をテーマとしたミュージアム」として位置づけ、地域資源の磨きあげや水俣病の歴史と教訓の発信、人材育成などを一体的に実施する「水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業」に取組み、水俣病資料館における企画展や地域資源などを活用した環境学習旅行等の誘致などを実施することで、交流人口の拡大と環境先進地としての地域イメージを国内外へ発信した。

【水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業における環境学習旅行等の受入実績 】

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
環境学習	学校数	27	22	33	28	36	32	36	37	251
	人数	2,712	2,516	3,852	2,907	3,547	3,967	2,915	3,121	25,537
視察	事業者数	15	19	51	52	42	32	17	33	261
	人数	438	363	620	558	561	450	325	356	3,671

②　水銀に関する水俣条約外交会議

平成２５年１０月、水銀が健康及び環境に及ぼすリスクを軽減するため、水銀が産出されて廃棄されるまでのすべての段階にわたって包括的な規制を定める「水銀に関する水俣条約」の外交会議及びその準備会合が水俣市及び熊本市において開催され、６０ヶ国以上の閣僚級を含む１４０ヶ国・地域の政府、国際機関、ＮＧＯ等の関係者１，０００人以上が出席した。

熊本県では、水俣病のような悲劇を二度と起こしてはならないという教訓の発信に努めるとともに、開会記念式典において水銀をできる限り使用しない社会の実現に向けて努力していく「水銀フリー熊本宣言」を行った。

（８）地域における雇用創出

第五次計画策定時において、当地域の有効求人倍率は県内最低水準で推移しており、雇用状況は極めて深刻な状況であった。

そのため、平成２２年１２月に県と地元市町、地域経済団体等からなる「水俣・芦北地域雇用創造協議会」を設置し、同協議会を中心に地域産業の振興と雇用の創出の促進を図っている。

平成２３年度から２５年度までの３年間で２００名の新規雇用を目標に、人材育成や地域企業の業務拡大支援などに継続的に取り組んだ結果、目標を上回る２６９名の新たな雇用が生まれた。

当協議会の活動の効果が高かったことから、平成２７年度においても引き続き取組みを実施している。

また、有効求人倍率についても県平均近くまで改善し、地域の求職者の就業機会は増加している。

【主な事業】

○地域の求職者や事業者向けの研修・セミナーの開催（H23～H25）
　研修・セミナーの受講者数：1,462 人（社）
　研修・セミナー受講者の就業者数：269 名
○新規雇用に対する事業者への人件費助成(H23～H25)
　新規就業者 72 名　助成金額 19,200 千円
○地域企業の活動支援（H23～）
　首都圏や東アジアへの販路拡大支援、異業種交流の促進など
○農建連携先導モデルの推進
　アボカドの実証栽培支援、建設業従事者の農作業派遣システム構築支援など
○農商工連携先導モデルの推進（H23～）
　マガキの試験養殖の支援、和紅茶のブランディングの支援など
○地域資源を活用したツーリズムの推進（H23～）
　湯の児温泉とうたせ船の連携強化（観光振興協定の締結）など
○起業や業務拡大に向けた整備への補助（H23～）
　飲食店の開業、地域の農作物等の販売店舗の新設・拡張など

【有効求人倍率の推移及び県内順位（10 地域中）】

	H21	H22	H23	H24	H25
当地域	0.27 （10 位）	0.35 （10 位）	0.55 （6 位）	0.66 （5 位）	0.85 （5 位）
県全体	0.38	0.51	0.63	0.69	0.90

（くまもと職業安定業務月報）

（９）保健医療福祉の向上

①　水俣病被害者やその家族の生活支援

胎児性水俣病患者の「住み慣れた地域で安心して生活したい」という思いにこたえ、平成２３年度に明水園の敷地内に家族とともに生活できる「ぬくもりの家潮風」を、平成２５年度にはケアホームや明水園の個室を整備した。

また、水俣病認定患者の保健指導をはじめ、水俣病患者やその家族、地域住民の方々に対する日常生活や社会参加支援等により、住み慣れた地域で、又は在宅での安心した生活の実現に寄与している。

【主な事業】

〇胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業（H18～）

胎児性・小児性水俣病患者等が住み慣れた地域で安心して暮らすための日常生活支援や施設整備等

（主な施設整備）

平成 23 年度　ぬくもりの家 潮風及び機能訓練室（補助額：60,283 千円）

平成 25 年度　ケアホーム　おるげのあ（補助額：59,197 千円）

明水園の一部個室化（補助額：46,725 千円）

〇水俣病認定患者保健指導事業（家庭療養指導）（S50～）

在宅の水俣病患者への家庭訪問を実施し、保健指導を行うとともに、関係機関との連携による支援の充実

〇水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワークの充実（H19～）

医療、福祉、行政及び水俣病関係施設等の連携強化による水俣病被害者等の生活や社会参加への支援

②　障がい者相談支援事業所の機能強化

胎児性患者等を含む障がい者に対する相談支援体制の充実を図るため、水俣・芦北地域の障がい者相談支援事業所の相談員を増員する支援を行っている。

その結果、平成２６年１２月末現在における水俣・芦北地域の計画相談支援の実施率は、県全体の平均を大きく上回っており、相談員の増員が充実した支援につながっていると考えられる。

【主な事業】

〇障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

事業期間：平成２３年度～　　総事業費（平成 27 年度まで）：約７０百万円

事業内容：障がい者相談支援事業所（３か所）の相談支援専門員増員分（１名ずつ）の人件費の補助

事業効果：計画相談支援実施率の向上（平成２６年１２月末現在）

水俣市９３．３％、芦北町９７．２％、津奈木町８４．４％

県平均７８．０％

③　見守り活動等支援

水俣市・芦北町・津奈木町の社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し、高齢者・障がい者等の要援護者に対する地域住民による見守りや安否確認等、地域で支え合う仕組みづくりを支援している。その結果、当地域における地域交流拠点（地域の縁がわ）や、生きがいづくりや介護予防等の活動拠点（ふれあいいきいきサロン）が増加するとともに、芦北町では見守り活動の模擬訓練が継続的に行われるようになった。

【主な事業】

〇水俣・芦北地域見守り活動等支援事業

事業期間：平成２３年度～　　総事業費（平成 27 年度まで）：７５百万円

事業内容：各市町の社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを２～３名配置

事業効果：地域の縁がわ（３市町計）：２３か所（平成 23 年 4 月 1 日現在）
→３４か所（平成 27 年 1 月 15 日現在）

ふれあいいきいきサロン（津奈木町）：
０か所（平成 23 年 3 月 31 日現在）
→６か所（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（１０）地域医療体制の整備

県が運営する「へき地医療支援機構」の調整により社会医療法人から、また、県の調整により熊本大学医学部付属病院地域医療システム学寄付講座等から、吉尾温泉診療所へ定期的に医師派遣を行った。

また、地域医療にかかる医師を確保するため、熊本大学医学部に在籍している学生のうち、医師が不足する地域の病院等で医師の業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸与等を行っている。

【主な事業】

〇へき地医療支援機構運営事業

事業期間：平成１５年度～

事業内容：へき地の医師不足医療機関への医師確保の支援等

事業効果：社会医療法人等から吉尾温泉診療所への定期的な医師派遣

〇医師修学資金貸与事業

事業期間：平成２１年度～　　総事業費（平成 27 年度まで）：約２８２百万円

事業内容：医師が不足する地域の病院等で医師の業務に従事しようとする学生（熊本大学医学部在籍）に対する修学資金の貸与

事業効果：４３名に貸与（平成２７年１月現在）
（平成２９年度から第１期生が地域の病院で勤務開始予定）

（１１）在宅医療提供体制の整備

療養者やその家族が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、訪問看護ステーションで新たに雇用する訪問看護師等の人件費、職員研修費の助成を実施している。また、新たに訪問看護ステーション等を立ち上げる事業所に対して、立上げまでに必要な初期費用や立上げ後の運営経費の支援を行った。

その結果、水俣・芦北地域の訪問看護ステーションで訪問看護師等が新規雇用されたことにより運営体制が充実し、夜間や遠隔地でも訪問看護を利用できる体制整備が促進された。

また、新たに訪問看護サービスを行う事業所が立ち上がり（立地は球磨村）、芦北町内の中山間地域で訪問看護サービス提供体制が整備されるとともに、水俣市内の中山間地域に小規模多機能事業所が開設されたことにより、２４時間在宅生活支援サービス体制が強化された。

【主な事業】

〇訪問看護ステーション強化事業

事業期間：平成２５年度～　　総事業費（平成 27 年度まで）：約１２１百万円

事業内容：新規雇用の訪問看護師等の人件費、職員研修費の助成

事業効果：訪問看護件数・診療報酬の増加、夜間や遠隔地でも利用可能な体制整備

〇水俣・芦北圏域中山間地域等 24 時間在宅サービス提供モデル事業

事業期間：平成２３年度～平成２４年度　　総事業費：９百万円

事業内容：小規模多機能事業所立上げに必要な備品等購入費や運営経費の支援

事業効果：水俣市内の中山間地域に小規模多機能事業所が開設

（参考）これまでの主な取組み

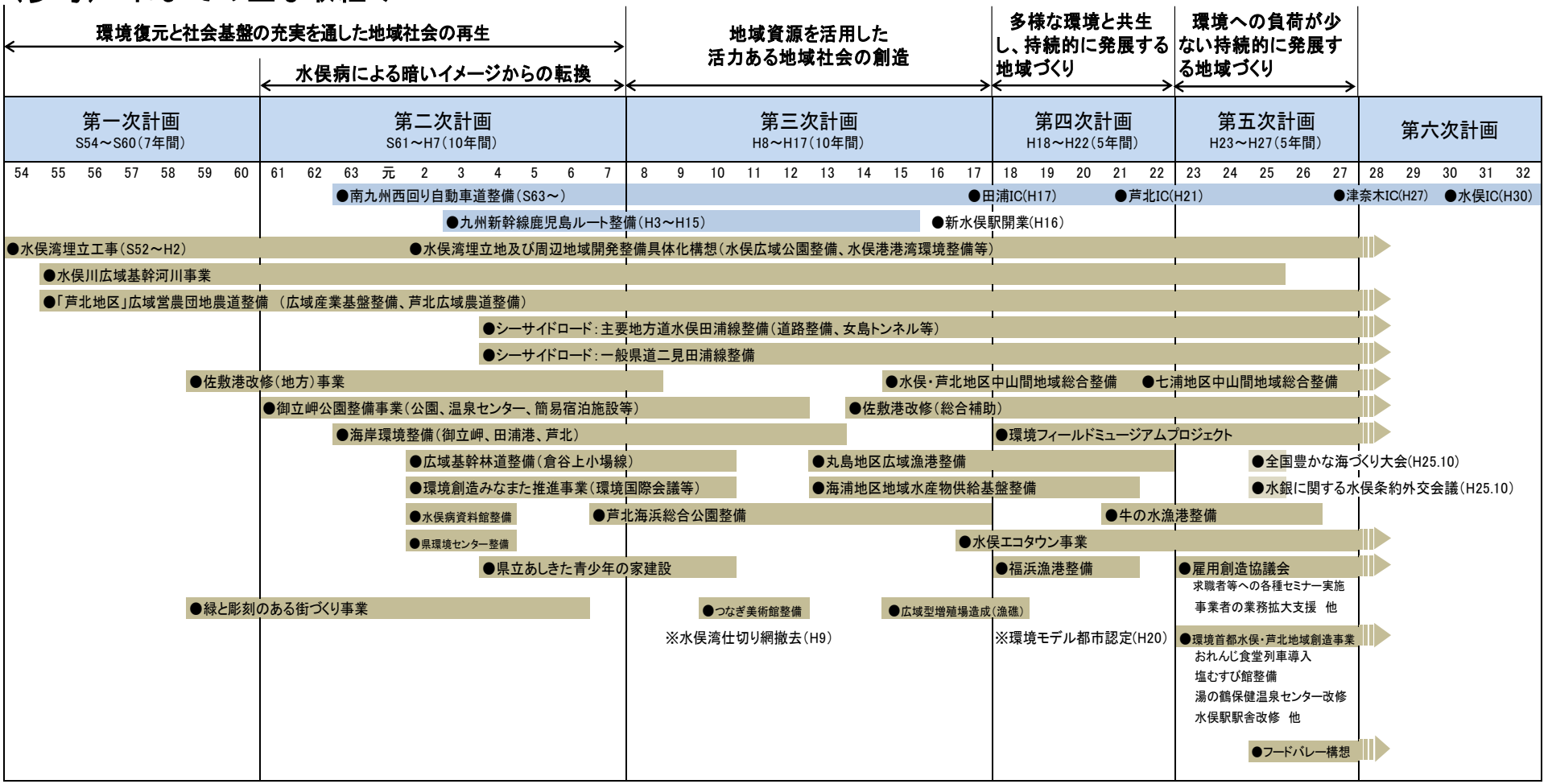

３　第五次計画までの取組みの検証と課題

昭和５４年度以降、五次・３７年間にわたる水俣・芦北地域振興計画に基づく取組みにより、前項にあげたとおりそれぞれの分野で一定の成果をあげてきた。

しかしながら、当地域には、なお解決すべき様々な課題が残されている。

（１）人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、現在の人口動態が続けば、２０４０年には当地域の人口は２０１０年と比べて約４割も減少し、高齢化率は４５．３%に達することが予想されている。

また、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表した「人口再生産力に着目した市区町村別将来推計人口」の試算によれば、２０１０年から２０４０年までの間に、当地域の若年女性が約６０%も減少すると予想されており、これは県内でも２番目に高い減少率である。同試算では、管内１市２町のいずれも「消滅可能性都市」とされており、人口減少問題は当地域にとっても深刻な課題である。

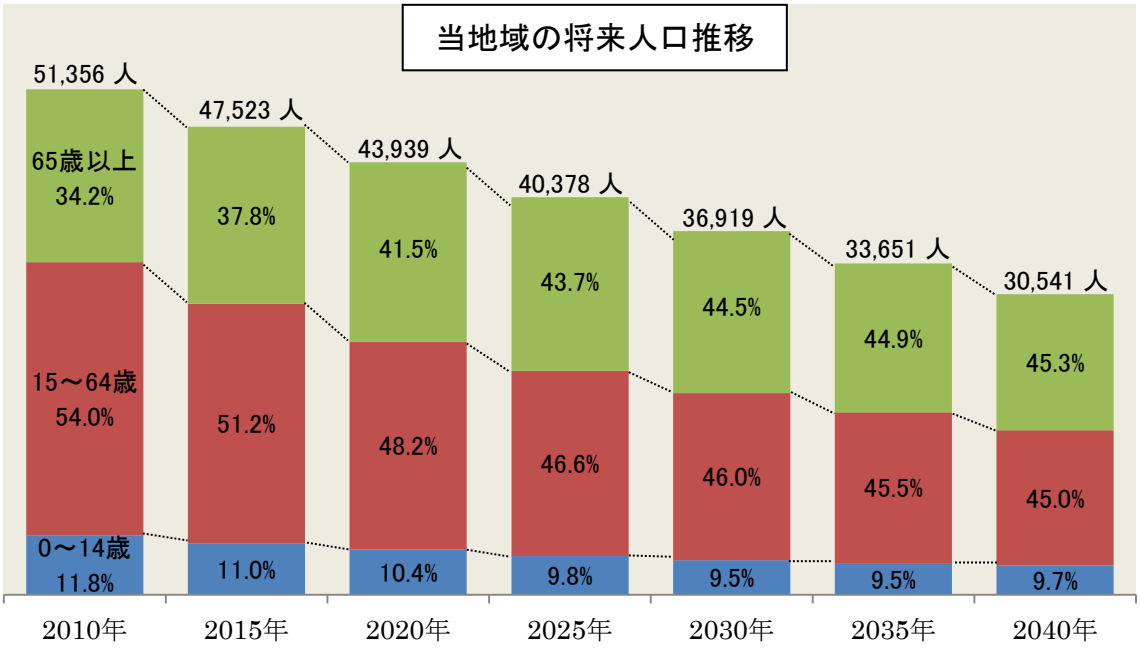

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」）

【若年女性（２０～３９歳）の将来推計人口】※人口移動が収束しない場合の数値

	2010 年人口	2040 年人口	人口変化率 (2010→2040)
全　国	15,842,128 人	10,075,475 人	-36.4%
熊本県	204,563 人	129,385 人	-36.8%
当地域	4,024 人	1,586 人	-60.6%
水俣市	2,251 人	854 人	-62.0%
芦北町	1,407 人	582 人	-58.7%
津奈木町	366 人	150 人	-59.1%

（日本創成会議「人口再生産力に着目した市区町村別将来推計人口」）

（２）経済活動及び所得

当地域の市町村内総生産額は近年伸び悩んでおり、県全体の傾向と比較しても低迷している。産業分類別にみると、第一次産業及び第二次産業が県全体と比較しても総生産額の減少率が大きくなっている。

また、平成２４年の一人当たり市町村民所得は２，０１３千円で県全体（２，４４１千円）の約８２％で、近年、県内最低水準を推移している。

家計所得の構成比をみると、県全体と比べて雇用者報酬の割合が約６ポイント低く、社会保障給付の割合が約８％高くなっている。

【当地域の市町村内総生産額及び増減率】　（単位：百万円）

	総生産額	対H15増減率	産業分類別生産額（税額調整前）					
			第一次産業	対H15増減率	第二次産業	対H15増減率	第三次産業	対H15増減率
H15	156,256		5,520		43,364		106,899	
H16	154,930	−0.8%	6,233	12.9%	42,969	−0.9%	105,285	−1.5%
H17	144,230	−7.7%	5,395	−2.3%	38,309	−11.7%	99,892	−6.6%
H18	150,358	−3.8%	5,155	−6.6%	44,205	1.9%	100,214	−6.3%
H19	149,398	−4.4%	4,770	−13.6%	44,616	2.9%	99,280	−7.1%
H20	144,559	−7.5%	4,728	−14.3%	40,726	−6.1%	98,329	−8.0%
H21	132,632	−15.1%	4,033	−26.9%	33,291	−23.2%	94,609	−11.5%
H22	137,536	−12.0%	3,886	−29.6%	37,858	−12.7%	95,017	−11.1%
H23	135,208	−13.5%	4,374	−20.8%	34,727	−19.9%	95,160	−11.0%
H24	140,272	−10.2%	4,472	−19.0%	39,453	−9.0%	95,311	−10.8%

（平成 15 年度～24 年度市町村民所得推計）

【県全体の市町村内総生産額及び増減率】　（単位:百万円）

	総生産額	対H15増減率	産業分類別生産額（税額調整前）					
			第一次産業	対H15増減率	第二次産業	対H15増減率	第三次産業	対H15増減率
H15	5,722,031		200,885		1,241,301		4,262,500	
H16	5,736,312	0.2%	191,356	−4.7%	1,299,990	4.7%	4,228,556	−0.8%
H17	5,665,468	−1.0%	187,104	−6.9%	1,256,694	1.2%	4,196,781	−1.5%
H18	5,735,460	0.2%	171,070	−14.8%	1,325,081	6.7%	4,209,397	−1.2%
H19	5,799,071	1.3%	181,760	−9.5%	1,313,052	5.8%	4,275,840	0.3%
H20	5,542,824	−3.1%	173,726	−13.5%	1,178,987	−5.0%	4,160,343	−2.4%
H21	5,450,404	−4.7%	160,575	−20.1%	1,136,240	−8.5%	4,124,834	−3.2%
H22	5,553,774	−2.9%	168,856	−15.9%	1,212,424	−2.3%	4,141,189	−2.8%
H23	5,646,624	−1.3%	176,131	−12.3%	1,287,995	3.8%	4,142,970	−2.8%
H24	5,645,323	−1.3%	189,382	−5.7%	1,285,738	3.6%	4,128,506	−3.1%

（平成 15 年度～24 年度市町村民所得推計）

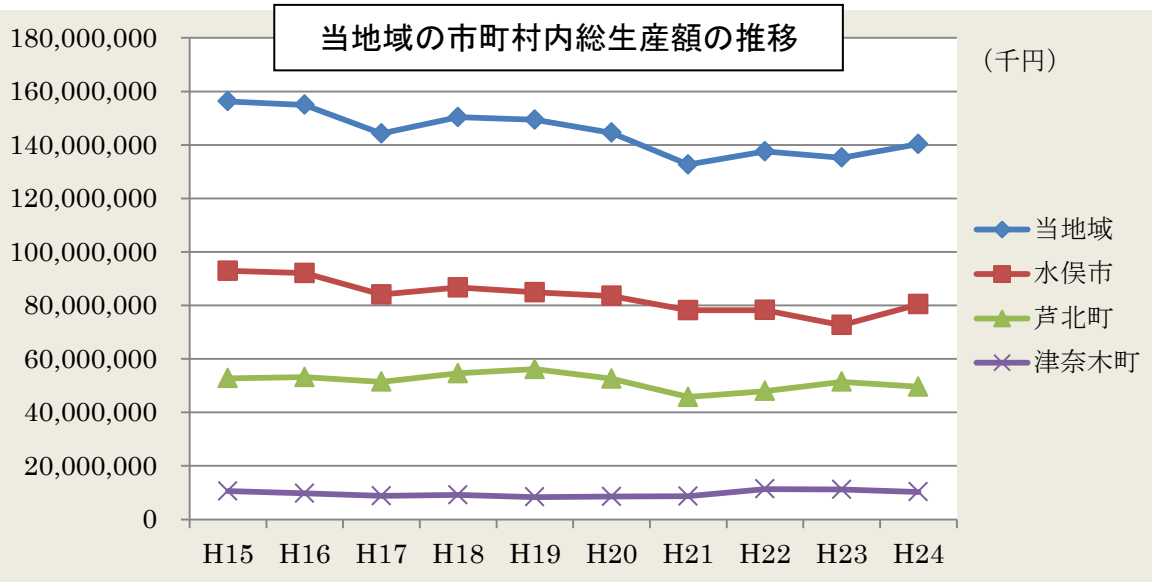

（平成 24 年度市町村民所得推計）

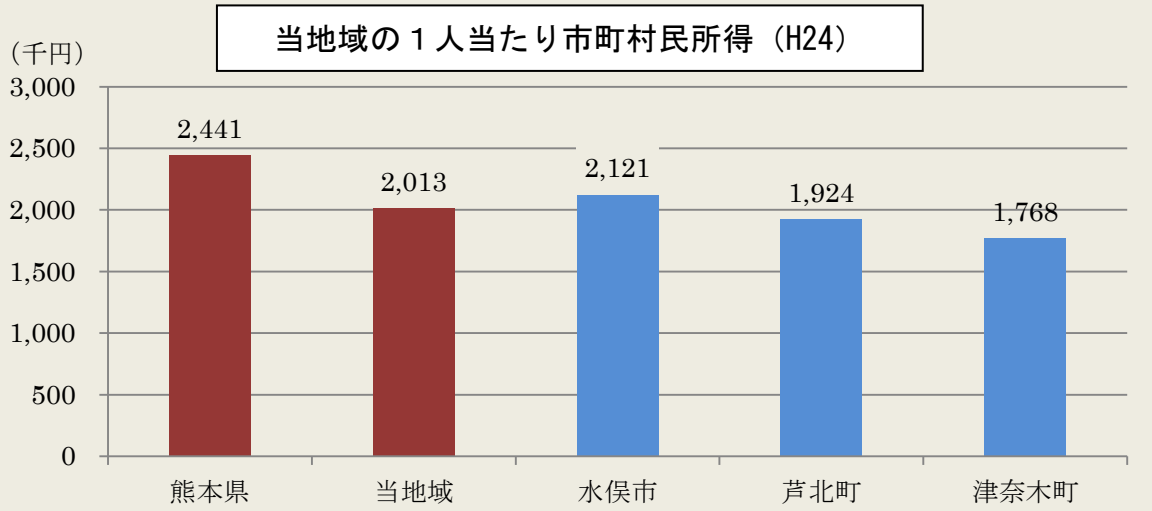

（平成 24 年度市町村民所得推計）

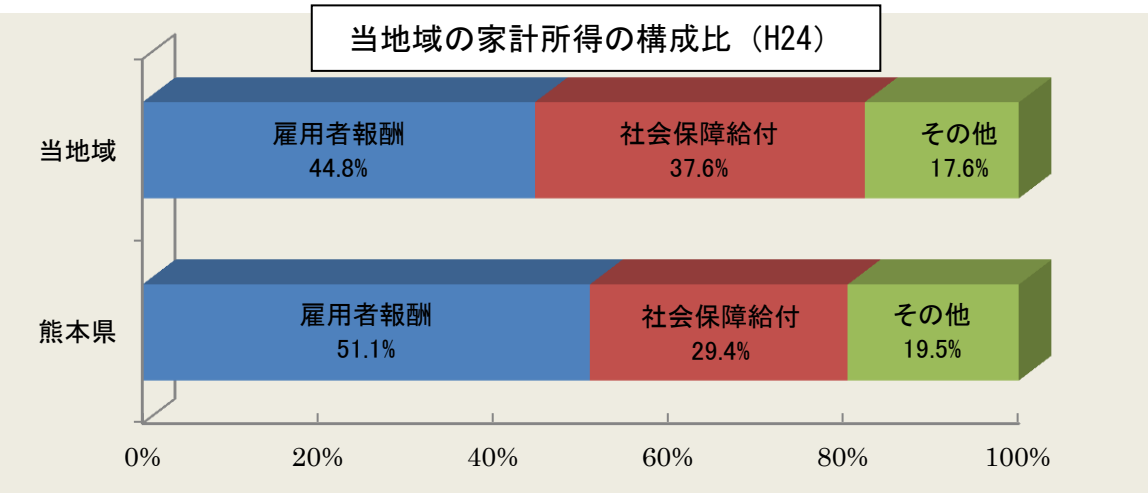

（平成 24 年度市町村民所得推計）

（３）農林水産業

①農業

農業では、当地域の農家１戸当たりの経営耕地面積は５６．９ａと県平均１１６．５ａを大きく下回っており、また、耕作放棄地率については３１％と県平均１２．５％と比較して高い比率となっている。

このような状況を改善するために、農地中間管理機構等を活用し農業経営の規模拡大・集団化・新規参入の促進を図り、農用地の利用効率化・高度化を促進するとともに、耕作放棄地の解消に向けた取組を加速化させる必要がある。

また、基幹的農業従事者のうち、６５歳以上が６４．９％（県平均５１．３％）と高齢化が進行していることから、効率的で安定的な経営を担う地域営農組織や新規就農者、企業等の農業参入への促進等、地域農業の多様な担い手の育成に更に取り組む必要がある。

さらに、中山間地域等での高付加価値農業の展開を図るため、樹園地の整備、小区画ほ場など基盤整備も推進する必要がある。

【１戸当たりの経営耕地面積等の割合】

区分	１戸当たりの経営耕地面積	耕作放棄地率	基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合
当地域	56.9a	31%	64.9%
熊本県	116.5a	12.5%	51.3%

（2010 年農林業センサス）

②林業

林業では、効率的な森林の経営・管理を実現するために、「森林経営計画」の作成を支援してきたが、当地域の森林経営計画の認定率が１３％と県平均の３３％を下回っている状況である。

今後、地元の合板工場や木質バイオマスなどの旺盛な木材需要に対応するため、意欲ある担い手へ森林経営の集約化を強力に進めるとともに、担い手の確保・育成や高性能林業機械の導入等を更に推進していく必要がある。

【森林経営計画認定率】

区分	民有林面積	森林経営計画作成面積	認定率
当地域	28,354ha	3,749ha	13%
熊本県	398,477ha	131,390ha	33%

（熊本県農林水産部調べ（H27 年 3 月末））

③水産業

水産業では、漁獲量の減少や魚価の低迷、過疎化・高齢化の進行など、当地域の漁業は厳しい状況であるため、漁港等の水産基盤整備や、種苗放流等による水産資源の回復、水産物のブランド化等による漁業者の所得向上の取組みなどを加速化していく必要がある。

【当地域の漁獲量及び増減率の推移】

	H20	H21	H22	H23	H24
漁獲量	1,684t	1,298t	1,292t	1,039t	904t
対前年比増減率	-	-23%	-0.5%	-20%	-13%

（農林水産統計年報）

（４）観光客数

平成２５年の当地域への観光客数が過去最高を記録するなど、これまでの観光振興の取組みの成果が表れているものの、観光客数の内訳をみると、飛躍的に増加している日帰り客とは対照的に、宿泊客数は大きな増加に転じていない。

観光が地域産業にもたらす経済効果をより大きなものとするため、引き続き観光資源の磨きあげに取り組むとともに、二次交通手段の確保や地域内外の広域観光推進など、日帰り・宿泊ともに増加する取組みを図っていく必要がある。

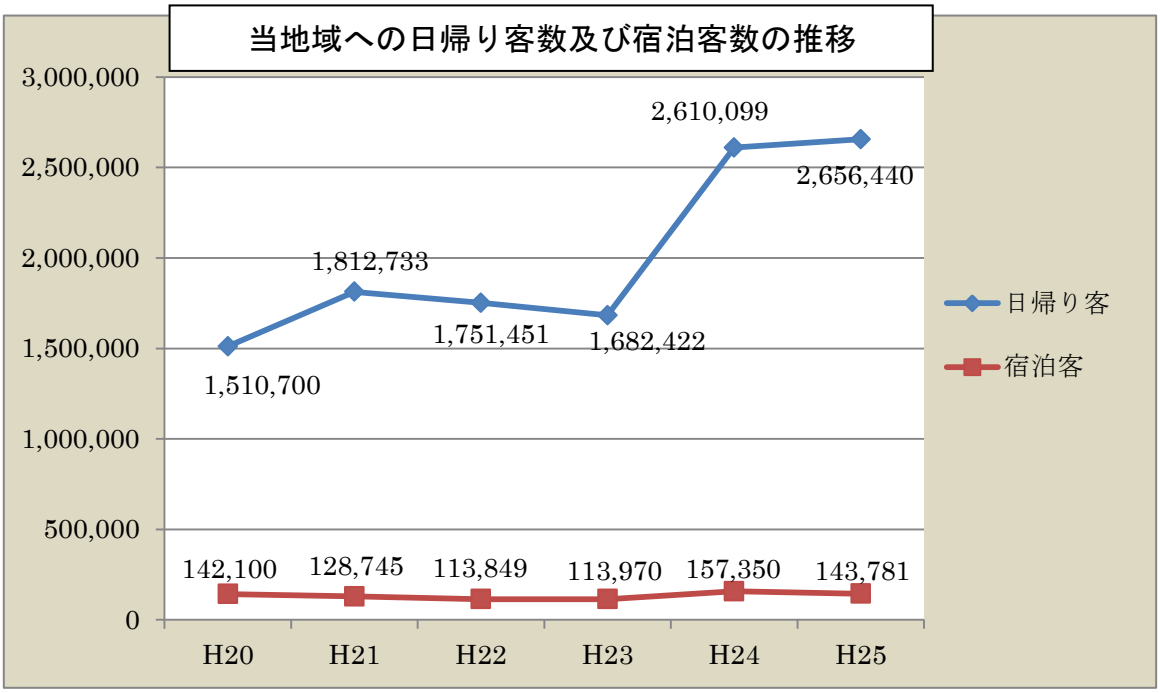

（H20～25 熊本県観光統計）

【県全体の観光客数に対する当地域の観光客数が占める割合】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日帰り客	2.9%	3.4%	3.4%	3.3%	5.0%	4.9%
宿泊客	2.1%	2.0%	1.8%	1.7%	2.4%	2.1%
計	2.8%	3.3%	3.3%	3.1%	4.7%	4.6%

（H20～25 熊本県観光統計）

（５）社会基盤整備

南九州西回り自動車道の八代ＪＣＴ～芦北ＩＣが開通したことにより、芦北町以北の利便性は大きく向上した。しかしながら、芦北町以南の幹線道路は国道３号のみであり、災害時等の代替路確保や物流の効率化、観光地へのアクセス強化等の観点から、地域の活性化を支援する南九州西回り自動車道の早期整備が必要である。

また、風光明媚な海岸線を走り、地域内の重要な生活道路でもあるシーサイドロードの整備率は着実に向上（主要地方道水俣田浦線　78.4%　一般県道二見田浦線98.5%）しているものの、更なる整備推進が必要である。今後も重点的な整備を通じて、観光客や地域住民の利便性向上につなげていく必要がある。

その他の道路についても、県全体と比べると依然として道路改良率は低く、特に、市町村道については、大きな格差があるため、引き続き着実に整備を進めていく必要がある。

さらに、汚水処理施設の普及率は依然として県全体を下回っており、水道については一部で水源を湧水や伏流水に求めているところもあるなど質・量ともに不安定なところもある。

また、河川改修や砂防事業等の災害に強い基盤づくりについても引き続き進めていく必要がある。

【各種社会基盤の整備・普及率】

	道路改良率（5.5m未満を含む）			汚水処理人口普及率	河川整備率
	国道	県道	市町村道		
当地域	100.0%	58.4%	31.9%	64.7%	32.1%
熊本県	93.8%	64.2%	54.4%	83.7%	53.1%

道路改良率：道路施設現況調書（H26.4.1現在）
汚水処理人口普及率：汚水処理人口普及状況総括表(H26.3.31現在)
河川整備率：河川整備現況調査(H26.3.31現在)

【土砂災害防止事業等の進捗率】

	砂防事業整備率	急傾斜地崩壊対策事業整備率	地すべり対策事業整備率	土砂災害警戒区域等の指定率
当地域	16.9%	24.8%	100.0%	72.1%
熊本県	20.0%	25.8%	53.3%	49.5%

（熊本県土木部調べ（H26.3.31現在））

（６）地域福祉

加速する少子高齢化とそれに伴う人口減少や、介護保険制度の改正による一部サービスの地域支援事業への移行等により、地域における見守りや安否確認等、地域で住民どうしが支え合う仕組みづくりの必要性がますます高まっている。当地域は、県内でも高齢化率が最も高く、人口減少率や要介護認定率も高い地域であり、特に取組みを推進する必要がある。

また、胎児性水俣病患者等を含む障がい者が高齢化していくなか、障害福祉サービス利用のみならず、他のサービス利用も含め、包括的な支援の在り方を勘案し、利用者と事業者との間の連絡・調整を行うなど、きめ細やかな相談支援内容が求められている。

さらに、多様化する保育ニーズへの対応や子育てについての相談等を行う子育て支援の強化が求められている。

（７）地域医療

平成２４年度の当地域の一人当たりの医療費（国民健康保険被保険者）は約４８０千円となっており、県全体（約３４４千円）を大きく上回り、医療圏域ごとにみて県内で最も高くなっている。それに伴い、関係市町の国民健康保険に係る財政負担は増加している。

また、吉尾温泉診療所では、非常勤医師による診療を余儀なくされているほか、地域の在宅医療を進める上で要となる訪問看護師が不足するなど、医療従事者の確保が求められている。

さらに、当地域は、県内で最も高齢化率が高い地域であり、認知症対策のための体制整備を進める必要がある。

【一人当たりの医療費（国民健康保険被保険者）】

		医療費	県内市町村順位
熊本県		344,013 円	―
当地域		480,065 円	―
	水俣市	481,638 円	１位
	芦北町	479,717 円	２位
	津奈木町	473,994 円	３位

（平成２４年度熊本県国民健康保険事業状況報告書より作成）

（８）地域の再生・融和及び情報発信

県では、地元市町とともに水俣病の教訓を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と水俣病のような悲惨な公害を発生させないよう偏見・差別の解消や環境の大切さ等を伝える啓発活動に取り組んできた。また、水俣病犠牲者への慰霊や「もやい直し」の推進のため、水俣病犠牲者慰霊式や火のまつり、もやい音楽祭等の取組みを支援してきた。

今後とも、国内外における水俣病に関する正しい情報・教訓の発信や、慰霊・もやい直し等の地域の再生・融和の取組みを継続するとともに、水銀に頼らない社会（水銀フリー社会）の実現や環境関連分野の研究などを進めていく必要がある。

（まとめ）

公害の原点と言われる水俣病の発生から６０年が経過しようとしている今なお、（１）から（８）に挙げたとおり、当地域は様々な課題に直面している。

第五次計画策定時には県内最低水準であった当地域の有効求人倍率は県の平均近くまで改善するなど取組みの成果が表れているものの、地域の産業活動の活性化や地域住民の所得の向上までには波及しておらず、産業や生活を支える社会基盤においても、道路や河川、住環境などの整備等の進捗が県の平均水準を下回っている。

また、平成２１年７月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく被害者救済が進められたが、一方、胎児性・小児性水俣病患者やその家族の高齢化が進んでおり、安全・安心な生活の確保等が大きな課題として顕在化し、また、医師不足等による地域医療体制の維持も困難になってきている。

さらに、水俣病の教訓を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と水俣病のような公害を発生させないよう環境の大切さ等を伝える啓発活動に取り組むなど、水俣病に関する正しい情報、教訓を発信していくことは水俣病の被害を防ぐことができなかった県の責務である。

そして、わが国全体の問題でもある高齢化と人口減少が県内で最も早いペースで進みつつあることは、経済規模の縮小や生活基準の低下など、地域活力の減退を招く深刻な課題である。

当地域が水俣病の発生による疲弊から再生するため、残された課題の解決を目指すとともに、これまでの取組みの成果の発展や今後の社会情勢等の変化を踏まえた取組みを推進し、国の強力な支援のもと、さらに充実した施策を展開していく必要がある。

Ⅳ　第六次計画の基本的な考え方

Ⅳ　第六次計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

水俣病問題は、公式確認から間もなく６０年を経過する現在においても最終的な解決を見ておらず、水俣・芦北地域においてはもちろんのこと、熊本県にとっても最大の課題の一つである。

水俣病問題の解決に向けて、水俣病被害者の救済とともに、いわば車の両輪として、水俣病の発生により疲弊した当地域の再生と振興を図ってきた。

当地域の振興にあたっては、水俣病の経験を基に、自然環境の破壊がもたらす恐ろしさとその復元の困難さを深く認識し、自然環境を地域の大切な共有財産として守り、次世代に引き継ぐとともに、それらを活用しつつ持続的に発展する地域づくりに取り組んできた。

それは水俣湾の環境復元から始まり、地域のあらゆる立場の人々の心のもやい直し、美しいリアス式海岸を軸としたレクリエーション活動の拠点整備、山から海までの一体的な環境再生の取組み、環境をテーマとした交流人口拡大の取組み、環境負荷を少なくしつつ経済発展する新しい形の地域づくりなど、その取組みは多岐にわたる。

これまでの取組みにより、平成２３年には「日本の環境首都コンテスト（「環境首都コンテスト全国ネットワーク」主催）」において水俣市が日本で唯一の「日本の環境首都」の称号を獲得し、平成２５年には水銀に関する水俣条約外交会議が当地域で開催されるなど、環境先進地という地域の独自性が確立し、環境関連産業の発展や国内外からの訪問者の増加などにより、当地域に新しい活力を生み出している。

こうした現状と、第五次計画までの成果と課題を踏まえ、第六次計画において目指す当地域の姿は、以下のとおりとする。

当地域においてこれまで積み重ねてきた歩みをさらに加速させ、環境に軸足を置いた産業の展開によって地域経済が発展し、そのことが地域や社会全体の環境の向上に繋がる好循環を実現する。

また、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり地域の活力を維持する「地方創生」の動きを追い風とし、地域や家族の絆の再生により、都会を中心とした従来の価値観では測ることのできない「新しい豊かさ」を生み出し、誰もが心豊かな生活をおくれる住みよい郷土（地域社会）づくりを目指す。

このことから、基本理念を次のとおり定める。

基本理念　環境と経済の好循環を実現し、

『地域の活力と新しい豊かさ』を生み出す地域社会づくり

２　計画の目標

基本理念を実現するための目標を次のとおり定め、計画を推進していく。

目標１　高い付加価値を生む産業づくり

当地域の雇用状況は、第五次計画による重点的な取組み等によって改善がみられるものの、県平均を下回る所得水準や人口減少問題など当地域を取り巻く社会情勢等を踏まえた雇用の確保を図っていく必要がある。

そのため、安定した就業と所得、仕事のやりがいを持てる地域産業を目指すため、蓄積された環境産業や稼げる農林水産業、美しい自然や食を体験する観光など、地域の特性を生かしながら産業の付加価値を高める施策を推進する。

目標２　地域を担う人材づくり

当地域は、様々な活動の中核となる生産年齢人口の割合が県平均を下回るなど若い世代の地域外への流出が多く、そのことが人口減少や高齢化を加速させ地域活性化の推進力の低下を招いている。また、水俣病の教訓を風化させることなく後世に語り継ぎ、二度と水俣病のような公害を発生させないよう、環境の大切さ等を伝える啓発活動を続けていく必要がある。

そのため、地域の経済と社会を支え、また、水俣病に関する正しい情報、教訓等を発信していく多様な人材の育成と確保を図る施策を推進する。

目標３　地域で暮らす安心づくり

当地域は、水俣病の健康被害を受けた方々が生活しているとともに、県内で最も高齢化が進み、さらに若年女性人口の著しい減少が見込まれるなど人口減少が特に進みつつあることから、地域医療や福祉の充実が強く求められる地域である。

そのため、水俣病被害者や高齢者はもとより全ての住民が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるとともに、子どもたちを安心して育むことができる施策を推進する。

目標４　地域の活性化を支えるまちづくり

快適で安全安心な生活を支える環境の確保は、活力ある地域社会の形成と地域住民の幸福量の最大化に向けて必要な条件であるとともに、目標１から３の施策を進める重要な基礎となるものである。

そのため、道路や住環境等の社会基盤の整備や地域コミュニティの強化、防災力の向上や地域間の連携促進など、産業・人材・安心づくりの好循環を支える施策をハード・ソフト両面で推進する。

３　計画の構成と期間

当計画の構成は、計画期間における水俣・芦北地域のあるべき姿を明らかにする「基本構想編」と、それを推進するための具体的な事業をまとめる「実施計画編」の二部構成とし、計画期間は平成２８年度から平成３２年度までの５年間とする。

基本構想編：計画の骨格となる基本理念、目標、施策の方向性などをまとめたもの。
実施計画編：各年度に取り組む具体的な事業をまとめたもので、毎年度策定する。

４　計画の推進について

（１）計画の推進に際して踏まえるべき視点

各目標に掲げる施策の具体化にあたっては、的確なハード整備と事業効果を高めるソフト対策の充実を図るとともに、ＮＰＯ法人や各種団体等の多様な主体による取組みの推進や、県南地域内や隣県等との広域連携の強化を積極的に進める。

（２）施策の着実な推進

施策の具体化に必要な財源の確保を図るため、昭和５３年の閣議了解に基づく国への提案・要望や国の政策との連携等により、国庫補助金や交付金等を積極的に活用するとともに、予算の重点化、効率化を進め、速やかな施策の推進に努める。

とりわけ、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力を維持する「地方創生」の動きを追い風に、国、県、市町の役割分担のもと、一体的な取組みを展開し、基本理念に掲げる地域社会づくりを目指す。

（３）県・市町の各種計画と一体となった地域振興策の推進

本計画は、これまでの成果や課題、さらには当地域を取り巻く社会情勢等を踏まえ、当地域の振興に向けて今後５年間の取組みの基本方針を示すものである。

また、県や市町において、政策全般にわたって、議会の議決などを経て策定される総合計画や各分野における基本計画等がある。

本計画や各種計画の効果の最大化と効率化を図るため、本計画と各種計画が一体となって、具体的な取組みを図り、当地域の振興を推進していく。

（４）実施計画編に掲げる取組みについて

本計画は、昭和５３年の閣議了解に基づく国への提案・要望であるとともに、当地域の振興を図るために必要な施策を総合的にまとめたものである。

そのため、国庫補助金等の支援措置を必要とする取組みのほか、国の財源を伴わない県や市町等の取組みについても掲載することとする。

（５）計画の推進体制

本計画に掲げる施策については、県と地元市町が、当地域の振興に関する自らの役割を自覚し、連携・協働のもと取り組む。

また、当計画の推進のため、以下の組織を設ける。

【水俣・芦北地域振興推進委員会（県）】

副知事を委員長とし、知事部局の部（公室）長、教育長、企業局長で構成し、全庁的な連携強化を図りながら本計画を着実に推進する。

【水俣・芦北地域振興推進協議会（地元市町等）】

当地域の各市町長、議会議長等で構成され、県との連携を図りながら、本計画の実現に向けた施策の推進や国への働きかけなどを行う。

（６）公益財団法人水俣・芦北地域振興財団助成事業の積極的活用

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団では、地域住民の自主的な地域づくり等の取組みを支援する「地域振興事業」や、地域の環境関連産業を支援する「環境技術研究開発事業」など、当地域の安定・発展に寄与するための助成事業を行っている。

地域振興事業については、地元市町や民間団体の地域づくり等の取組みに対して、平成７年度の創設から平成２６年度までに、４１９件・約５億４千万円の助成を行い、当地域の元気づくりに貢献してきた。

また、環境技術研究開発事業については、環境負荷軽減に資する環境配慮型の先端技術の研究開発などに対して、平成１０年度の創設から平成２６年度までに、４８件・約１７億円の助成を行い、当地域における研究開発に貢献してきた。

今後とも、同財団の助成事業を積極的に活用することで、多様な主体による当地域の振興に資する取組みを促進する。

Ⅴ　施策の展開

Ⅴ　施策の展開

目標１．高い付加価値を生む産業づくり

（１）環境関連産業をはじめとする地域産業のさらなる振興

環境先進地としての取組みを産業に結びつけ、地域活性化につなげるため、これまで一定の集積が図られている環境関連産業の育成強化や再生可能エネルギーの導入促進、地場企業の環境配慮型の取組みへの支援などを進めていく。

また、熊本県中小企業振興基本条例（平成２６年１２月改正）の趣旨を踏まえ、地域経済や雇用面で重要な役割を担う中小企業、とりわけ小規模企業へ焦点を当て、ニーズに対応した総合的な支援に取り組んでいく。具体的には、創業・事業承継や経営革新等に取り組む、意欲ある地場企業のチャレンジをサポートする。

さらに、新たな雇用や地場企業への受発注機会の拡大など地域に経済効果をもたらす企業誘致については、集積が進んでいる環境関連産業や当地域の農林水産物を活かすことができる食品関連産業等の新規誘致に取り組むとともに、次の投資の機会にも選ばれるよう、既に当地域に立地している企業のフォローアップを行うなど、引き続き誘致活動を進めていく。

【具体的取組み】
- ○環境関連企業の事業高度化や企業間連携の支援
- ○水俣産業団地及び周辺地域の活性化
- ○再生可能エネルギー事業の推進
- ○企業の環境関連投資への優遇措置
- ○新技術の開発、新事業の展開等の支援
- ○創業や事業承継、経営力強化等に取り組む小規模企業等に対する支援
- ○環境関連企業や食品関連産業等の企業立地促進

（２）稼げる農林水産業の推進

当地域の多彩で魅力ある農林水産物や豊富な水資源、美しい農山漁村風景など、恵まれた資源のポテンシャルを存分に発揮し、「稼げる農林水産業」を実現させるため、一歩先行く農林水産業の施策を積極的に展開する。

①農業

農業では、中山間地域等における新たな営農モデルを構築するとともに、地域農業の担い手の育成、定着及び雇用創出のため、自ら農業経営に取り組む「あしきた農業協同組合」等を支援する。

また、担い手への農地集積や耕作放棄地解消等に取り組むとともに、小規模基盤整備など農業基盤や生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。

さらに、土づくりを基本として、化学肥料や農薬を低減するなど地下水等の環境に配慮した農産物の生産拡大及びブランド化にも積極的に取り組むなど、地域の条件に合ったきめ細かい農業を展開することで、地域農業の振興と農業経営の安定を図る。

②林業

林業では、人工林（スギ・ヒノキ）の利用可能な林齢４６年生以上の面積が５４％（平成２６年度末）と偏った林齢構成となっている。林業の持続的な発展のため、今後拡大が見込まれる合板や木質バイオマス等の木材需要に対応して、これまでの林業従事者に加え、自伐林家等も育成し、意欲ある担い手へ森林施業や所有を集約化させる。

また、木材の需要拡大を活かして林業を成長産業へとつなげていくため、路網整備を強化するとともに、協定取引に基づく直送システムの構築などの流通改革を通じて、原木の安定供給に向けた取り組みを加速化させる。

なお、農林業を通じて近年被害が顕著な野生鳥獣対策については、侵入防護柵設置や罠の購入支援等のほか、専門家の指導のもと研修会の開催等により、地域ぐるみによる総合的な対策に取り組んでいく。

③水産業

水産業では、平成２５年度に開催された「全国豊かな海づくり大会」を契機として、重要な水産資源であるマダイやヒラメ等の資源管理に更に取り組むとともに、漁場環境の保全と水産資源の持続的利用や安定生産へ向けた海面養殖業の構築、漁港等の水産基盤整備を促進する。

また、多彩な水産物を活かした６次産業化を推進するとともに、クマモト・オイスター及びマガキについては、地域の新たな特産品として確立し、漁業所得向上と水産業の振興を図る。

【具体的取組み】

（農業）

〇「あしきた農業協同組合」等の農業参入の支援
〇農業基盤整備と連携した中山間地域等の農地集積の加速化
〇農地再生利用に対する助成金などによる耕作放棄地の利用促進
〇中山間地域における区画整理や排水対策など農業生産基盤整備の促進
〇果樹の優良品種である「肥の豊」などへの改植促進
〇肉用牛の生産基盤の強化
〇野生鳥獣被害対策の推進
〇地下水と土を育む農業により生産された農産物の生産拡大と販売促進
〇熊本型特別栽培農産物「有作くん」等の環境配慮型農業の認証制度拡大

（林業）

〇森林の集約化対策の推進
〇適正な森林整備の推進
〇林業担い手の確保・育成
〇野生鳥獣被害対策の推進（再掲）

（水産業）

〇資源管理型漁業や干潟・藻場の機能回復等による漁場生産力の向上
〇マダイ、ヒラメ、ガザミ等の種苗放流
〇消費者への直接販売や加工、体験漁業等の観光資源の創出など６次産業化への取組みの推進
〇クマモト・オイスター及びマガキの養殖技術確立等による生産拡大
〇水産基盤の計画的な整備促進

（３）異業種間の連携強化

地域産業の活性化を促進するため、異分野の業種や産学官金等の連携を強化することで新たなイノベーションを生みだし、事業拡大や起業などを推進する。

特に、「くまもと県南フードバレー構想」の取組みを中心に、食関連産業の新商品開発や販路拡大、６次産業化の促進などに取り組む。

【具体的取組み】
- ○くまもと県南フードバレー推進協議会における異業種交流や研究会活動等の促進
- ○６次産業化を推進する加工施設整備の支援
- ○企業の開発ニーズと県内大学等のマッチング

（４）環境先進地や美しい自然環境、特色ある食などを活かした観光振興

環境先進地としての取組みや海、山、温泉など豊富な観光資源を活かした当地域の特徴ある観光振興を図るため、環境学習旅行等の誘致や観光資源の磨き上げや観光を支える交通機関等の充実などに取り組むとともに、国内外へ広く情報を発信する。

また、整備が進む南九州西回り自動車道や九州新幹線といった高速交通体系を活用した広域観光連携を促進するとともに、芦北ＩＣ～津奈木ＩＣ（平成２７年度開通予定）や津奈木ＩＣ～水俣ＩＣ（仮称）（平成３０年度開通予定）の開通効果を地域に十分にもたらすための取組みを進める。

さらに、国際的なスポーツ大会など大型イベントの機会を活かし、当地域への様々な波及効果をもたらす取組みを進める。

【具体的取組み】
- ○環境学習旅行の受入体制の充実
- ○農山漁村等の体験型観光の推進
- ○農林水産物等の販売施設の充実
- ○高速交通体系沿線地域等との広域観光連携の強化
- ○二次交通手段の確保
- ○国内外に向けた観光情報発信の強化
- ○大型イベント開催に伴う観光客受入体制の充実

目標２．地域を担う人材づくり

（１）産業や地域づくりを担う人材の育成・確保

農林水産業をはじめとする地域産業の特性やポテンシャルを活かす人材を育てるとともに、都市圏等から人を呼び込むなど交流人口の拡大の取組みを支援し、地域経済社会の維持・発展を推進する。

また、移住・定住の促進や起業の誘発など、地域住民等が主体となった地域づくりを支援する。

【具体的取組み】
- ○農業技術や農業経営等に関する講座の実施
- ○建設産業の若手技術者等に対する研修や資格取得等の支援
- ○地元高校生の地域企業への就業促進
- ○農山漁村の魅力の発信やボランティア活動などを通した農山漁村地域と都市部との交流促進
- ○空き家の活用や相談窓口の充実
- ○コミュニティ・ビジネス起業化の支援
- ○豊かな自然や農林水産業等の地域資源を活かした交流促進の支援
- ○就職支援相談窓口の充実
- ○小中学生を対象とした職業体験の推進
- ○都市圏等からの若者の受入れ体制づくり（集落支援員、地域おこし協力隊等）

（２）水俣病の歴史と教訓、環境の大切さを学び、行動する人材の育成・確保

平成２８年５月に水俣病公式確認６０年を迎えるなか、水俣病の歴史と教訓を風化させることなく後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝えていくため、水俣病に関する情報・教訓を広く正しく発信し、水俣病や環境の大切さに対する理解を促進する。

また、水銀フリー社会に向けた取組みとして、国内外に対して積極的に普及啓発・情報発信を行い、世界の水銀規制に向けた機運の醸成を図る。

【具体的取組み】
- ○水俣病の歴史と教訓や環境に関する情報の発信
- ○水俣病資料館における情報発信に係る取組みの充実・強化
- ○慰霊・もやい直しの推進
- ○環境センターにおける環境問題に関する啓発活動
- ○水銀フリー社会に向けた取組みの推進
- ○県内の公立小学生に対する水俣病や環境問題に関する理解促進
- ○地域住民協働による「環境モデル都市」の推進

目標３．地域で暮らす安心づくり

（１）水俣病被害者をはじめ誰もがいきいきと安心して暮らし続けていける地域づくり

高齢者や障がい者、子どもなど誰もが互いに尊重し、生きがいを持ち、健やかに自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生涯を通した健康づくりの推進や地域全体で高齢者等を支える地域包括ケアの体制づくり、在宅医療や医師、看護師等の医療従事者の確保など地域医療体制の整備を推進する。

また、胎児性・小児性水俣病患者等や高齢化するその家族の方々が地域で生活し社会参加できるような支援を行う。

【具体的取組み】
- ○地域住民の健康づくりの推進や健康不安の軽減・解消
- ○地域における見守り活動への支援
- ○医療と介護の連携による地域包括ケアの推進
- ○障がい者の生活・療育等の支援
- ○医師、看護師等の医療従事者等の確保
- ○特別支援教育の充実
- ○胎児性・小児性水俣病患者等の日常生活への支援
- ○環境・福祉モデル地域づくりの推進

（２）安心して子どもを生み育てられる地域づくり

地域のニーズに応じた多様な子育て支援や、子どもたちが病気になっても安心して子どもたちを預け、親が働き続けることができるよう医療面からのサポートなど、子どもの健やかな育ちと子育てを図る市町の取組みを支援する。

また、子どもたちが、どのような環境であっても、学ぶことを楽しみ、健康で、郷土への誇りを育む教育を進める。

【具体的取組み】
- ○子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の提供の支援
- ○病児・病後児保育の実施に向けた支援
- ○放課後児童クラブの拡充に向けた支援
- ○地域の人材等を活用した小学校低学年からの基礎学力の向上
- ○ひとり親家庭等の子どもたちの教育環境づくり
- ○総合型地域スポーツクラブや海洋性スポーツへの支援
- ○学校への芸術文化公演の実施
- ○グローバル人材の育成
- ○学校・家庭・地域の連携の推進
- ○青少年健全育成及び生涯学習教育の推進

目標４．地域の活性化を支えるまちづくり

（１）生活行動や産業活動を広げる高規格幹線道路の整備促進

高規格道路である南九州西回り自動車道は、地域経済への大きな波及効果をもたらし、国道３号が災害等で通行できなくなった場合の代替道路となるとともに、九州全体の幹線道路ネットワークの一部を形成するなど多くの機能を有することから、引き続き重点的な整備を求めるとともに、同自動車道へのアクセス道路についても整備を促進する。

【具体的取組み】
- 〇南九州西回り自動車道の整備促進
- 〇南九州西回り自動車道へのアクセス道路の整備促進

（２）地域の交通網・情報通信基盤の整備

「芦北七浦パークコースト」の重要な交通基盤で地域住民の生活道路でもあるシーサイドロードの整備を重点的に推進するとともに、その他の地方道や港湾施設等についても整備を進め、地域住民の生活利便性の向上と地域産業の振興を図る。

また、高齢化社会や交通弱者への対応や環境にやさしいまちづくりを進めるため、地域の移動手段の確保をめざし、鉄道、路線バス、コミュニティバスなど地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を図る。

さらに、地理的条件に関係なく、地域経済の活性化と地域住民の生活の質の向上に資する高度通信情報網等の整備を一層促進する。

【具体的取組み】
- 〇シーサイドロード等の整備推進
- 〇肥薩おれんじ鉄道の経営安定化と利用促進
- 〇路線バス・コミュニティバス等の整備
- 〇水俣港及び佐敷港の整備促進
- 〇高度通信情報網の整備促進

（３）住環境等の生活基盤の整備

良好な住宅や水道、生活排水処理施設等の整備を進め、若者の定住を促進するとともに子育て世代や高齢者、障がい者等が安全に安心して生活できるような環境を整える。

【具体的取組み】
- 〇公営住宅の整備
- 〇上下水道や浄化槽等の整備
- 〇水俣広域公園及び港湾緑地の適正な維持管理及び整備

（４）防災・県土保全

地域の防災力を高めるため、ハード整備の重点化とソフトが一体となった総合的な防災減災対策を充実するとともに、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る。

また、道路、河川、港湾、森林、排水機場など災害に強い社会基盤整備を推進し、地域住民の安全安心の確保を図る。

【具体的取組み】

〇予防的避難や災害時初動対応訓練などによる防災意識の高揚・醸成
〇自主防災組織の育成及び活動活性化支援などによる地域防災力の向上
〇防災情報通信体制の充実強化
〇災害発生時における高齢者・障がい者等の要配慮者の避難支援体制の整備
〇洪水等を防ぐ河川改修や高潮被害等を防ぐ海岸保全対策の推進
〇砂防・急傾斜地、地すべり対策の整備
〇土砂災害警戒区域の指定完了などによる警戒避難体制の充実
〇土砂災害特別警戒区域からの移転促進
〇球磨川の洪水時に孤立する集落の避難路確保のための道路冠水対策の推進
〇保安林の指定や治山施設の整備

（５）地域コミュニティの強化と県南地域をはじめとする近隣地域との連携強化

人口減少や高齢化が進み、コミュニティの維持が困難となりつつある当地域において、地域の現状やニーズを踏まえ、地域住民が主体となった地域づくりの支援を強化するとともに、農山漁村の美しい景観や文化を守る取組みの支援や農山漁村と都市部との交流促進を図る。

また、第一次産業や観光の振興など様々な取組みの相乗効果を高めるため、当地域内の市町間はもちろんのこと、八代や人吉・球磨を含む県南地域間や隣県の鹿児島県等との広域連携の取組みを推進する。

【具体的取組み】

〇地域コミュニティ維持のために行う買い物環境の整備や地域食材等地域資源の活用など、絆の構築につながる地域づくりの取組みへの支援
〇地域の特性や優位性を活かした先進的かつモデル的な地域づくりの取組みへの支援
〇地域住民による農村の美しい景観の保全や文化･コミュニティの維持など地域活動への支援
〇農山漁村の魅力の発信やボランティア活動などを通した農山漁村地域と都市部との交流促進（再掲）
〇高速交通体系沿線地域等との広域観光連携の強化（再掲）

（６）環境分野を中心とした知の集積拠点づくり

環境関連産業の集積や地域住民の高い環境意識など環境先進地である当地域の特色を活かし、産学官連携などによる環境関連の最先端技術をはじめとした様々な知見や技術の集積を図るとともに、当地域に環境関連分野の研究を行う国内外の研究者や学生等を積極的に呼び込む取組みを進める。

【具体的取組み】

〇水俣市の水俣環境アカデミー機構（仮称）（環境大学院構想）や大学と研究機関等との連携による環境や健康などに関する研究の推進

〇水銀や環境等の研究に関心のある国内外の研究者や学生等の受入れ促進

参　考　資　料

水俣病対策に関する

要　　望　　書

昭和 52 年 12 月

熊　　本　　県

水俣病対策に関する要望

当県の大きな課題であります水俣病対策につきましては、格別の御高配をいただいていることについて、厚く御礼申し上げます。

水俣病認定業務につきましては、10 月から「150 人検診、120 人審査」の態勢も一応整い、4,300 名を超える滞留者の解消に鋭意努力しているところでありますが、今なお月 100 件を超える新たな申請があり、かつ、これらの申請者は 26 都府県にわたっていて、滞留者はむしろ増加する現状であります。

ついては認定業務を促進し、公害被害者の迅速な救済を図るためには、これまで度々要望しているように制度の改正等抜本的な対策と併せて当面の対策について緊急に所要の措置を講ずる必要があります。

水俣・芦北地域の振興につきましては、有機水銀の汚染に暴露された当地域を、魅力的で活力ある地域社会として再生を図るための地域振興を進める必要があります。

また、水俣湾堆積汚泥処理事業につきましては、これが確実に、かつ、速やかに実施されるため、国の財政上の全面的な援助が必要であります。

53 年度予算編成期にあたり、水俣病対策について当県の実情を御賢察の上、制度の改正等を含めて所要の措置を講じられるようお願い申し上げます。

昭和５２年１２月

熊本県知事　沢　田　一　精

1　水俣病認定業務促進対策

〔1〕抜 本 的 対 策

1　　要望する事項

水俣病被害者の救済に万全を期するため、次の事項を内容とする特別立法を制定されたい。

(1)　有機水銀の汚染に暴露された地域を指定し、そこに居住歴を有する者で一定の要件を満たすものについて、知事は健康管理手帳を交付し健康診断等の健康管理を行う。

(2)　(1)の健康診断において、一定の症状を有すると認められる者について、知事は必要な医療費（健康保険の自己負担分）を支給するものとし、それに要する経費は全額国において負担するほか指定地域の市町村の国民健康保険事業に対して国の援助を現行の１００分の４０から１００分の６０に引き上げる。

(3)　(1)の健康管理の対象者は環境庁長官に対し水俣病の認定の申請をすることができるものとし、その認定業務は環境庁長官が行う。

(4)　知事が行う水俣病被害者救済のための事務処理に要する経費の４分の３（現行２分の１）を国が負担する。

(5)　政府系金融機関等は、加害企業の民事責任の履行に要する資金について必要な融資を行うことができるようにする。

2　　要望する理由

医学的に判断の難しい水俣病について、多数かつ広域にわたる認定申請者一人一人について迅速に認定業務を行うことは、現行制度のもとでは極めて困難であり、一県の処理能力を遙かに超えるものである。

したがって認定業務は国の行財政力をもって行い、県は本来もっとも重

要で、かつ、急を要する関係住民の健康管理を含む医療救済業務を行うこととする等、現行制度を抜本的に改善する必要がある。

〔2〕当 面 の 対 策

１　要望する事項

水俣病認定業務促進を図るための現行制度の抜本的改善が実現するまでの間、当面の対策として、次の事項について、その具体策と、それに必要な予算措置を講じられたい。

(1)　審査・認定基準を今後更に明確にすること。

(2)　症例研究班は判断困難な事例の認定促進に資するものとすること。

(3)　検診業務の促進を図るための措置を講じること。

①　検診のための常駐医の確保

②　県外における検診窓口の整備

③　検診促進に必要な施設及び機器の整備

④　国立水俣病研究センターでの検診の実施

⑤　検診内容等の統一整理

⑥　病理解剖態勢の整備

(4)　認定申請者の医療救済措置としての認定申請者治療研究事業を早急に改善すること。

(5)　加害企業の経営健全化のための行政指導を強化すること。

(6)　認定業務を促進するために必要な財政援助の措置を講じること。

２　要望する理由

水俣病被害者の救済は一日もゆるがせにできないことから、現行制度の抜本的な改善が実現されるまでの間、認定業務の促進を図るための当面の具体策を早急に講じる必要がある。

2　水俣・芦北地域の振興対策

1　　要望する事項

(1)　有機水銀の汚染に暴露され、生活環境が破壊された水俣・芦北地域は多数の地域住民の健康が損なわれ、経済的、社会的にも脆弱化しているので、本地域の振興を図るため、次の施策を講じられたい。

①　交通ネットワークの整備

②　農林漁業の振興

③　海洋レクリェーション基地建設等による観光開発

④　大規模工業団地の造成と無公害企業の誘致促進

⑤　福祉の向上

⑥　教育の振興

(2)　上記(1)の施策を推進するため、次の事項を内容とする「地域振興のための特別立法」を早期に制定されたい。

①　地域振興計画

国は、知事の意見を聞いて有機水銀汚染地域の振興計画を策定し、その実施に必要な経費については予算に計上すること。

②　補助率の優遇措置

国は、関係地方公共団体が上記(1)の振興計画に基づき実施する事業に係る補助率等については特別の優遇措置をとること。

③　地方債の優遇措置

国は、関係地方公共団体が上記(1)の振興計画に基づき実施する事業に係る地方債については、長期かつ低利資金の融資等特別の優遇措置をとること。

④　交付税における優遇措置

国は、関係地方公共団体が地域振興のために行う地方税の課税免除、

不均一課税による措置等に関して、当該地方公共団体が被る減収分について、交付税上特別の優遇措置をとること。

⑤　進出企業への優遇措置

国は、地域振興上必要がある場合は、同地域に進出する企業に対し、租税上特別の優遇措置をとるほか、必要な補助金等の交付を行うこと。

⑥　資金の貸付け

国及び関係機関は、地域振興上必要があると認める場合は、中小企業経営者、農業、漁業従事者に対し、特に有利な条件で資金の融資を行うこと。

(3)　昭和５３年度（当面）実施を必要とする下記主要事業（施策）について別枠により大幅な予算の確保を図られたい。

①　道路の整備

ア　国道３号線の整備

イ　国道２６８号線の整備

ウ　主要地方道芦北球磨線の整備

エ　県道人吉水俣線の主要地方道への昇格

オ　芦北海岸沿岸県道の整備

②　鉄道の整備

ア　新幹線鉄道の早期着工

イ　国鉄鹿児島本線八代水俣間の複線化

③　都市開発整備

ア　古賀牧の内線街路整備事業

イ　花西諏訪線　　〃

ウ　佐敷臨港線　　〃

エ　水俣市公共下水道事業

オ　水俣市白浜、丸島、百間都市下水路事業

④　港湾の整備

ア　佐敷港改修事業

イ　田浦港　　〃

⑤　農林漁業の振興

ア　農村総合整備モデル事業

イ　農村基盤整備事業

ウ　農道整備（基幹農道舗装・農免農道）

エ　開拓地整備（道路補修）

オ　崩平線林道開設事業

カ　林業集落基盤整備事業

キ　合串漁港修築事業

ク　田浦漁港改修事業

ケ　漁業集落環境整備事業

コ　不知火海沿岸漁業振興事業（沿岸漁場整備開発事業）

⑥　海洋レクリェーション基地の整備

国民年金保養センター設置

⑦　河川改修事業の促進

水俣川、湯出川、赤松川、佐敷川、津奈木川及び千代川の改修整備

２　要望する理由

水俣・芦北地域を魅力的で活力ある地域社会として再生するためには、水俣病の根本解決は勿論であるが、地域振興を促進する必要があるので当面５３年度においては、既存制度による特段の措置を図るとともに「地域振興のための特別立法」を早期に制定する必要がある。

３　水俣湾堆積汚泥処理事業

１　　要望する事項

水俣湾堆積汚泥処理事業にかかる次の事項について格段の配慮をされたい。

(1)　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「財特法」という。）第３条第３項による自治大臣の指定は、年度ごと事業ではなく全体事業を指定されたい。

(2)　水俣湾堆積汚泥処理事業に要する費用のうち、県が負担すべき分について、全額政府資金による起債を認め、起債の元利償還金の交付税算入率を引上げられたい。

なお、事務費については、本事業の特殊性にかんがみ一般公共事業に比較して余分の経費を必要とするので、全額補助対象とされたい。

(3)　水俣湾堆積汚泥処理事業に要する費用のうち、原因企業であるチッソ㈱が負担すべき分について、今後も５０年度と同様の措置を講じられたい。

(4)　水俣市が事業主体である丸島、百間水路の公害防止事業についても、財特法が適用されるよう制度改正を行うとともに、起債等についても上記(2)・(3)に準じた措置を講じられたい。

２　　要望する理由

水俣湾堆積汚泥処理事業は１９３億円に及ぶ多額の事業費を要するが、これが確実に、かつ、速やかに実施されるためには、財政上国の全面的な援助が必要である。

水　俣　病　対　策　に　つ　い　て

（昭和53年6月20日
閣　議　了　解）

第一　認定業務の促進

一　環境庁から関係知事及び市長へ認定業務の促進に係る通知を発する。

二　旧法時の申請者でいまだ知事の処分が行われていない者は環境庁長官に認定処分を求めることができることとする立法措置が円滑に行われるよう、政府としても所要の準備を行う。

第二　チッソ株式会社に対する金融支援措置

チッソ株式会社の現況に鑑み、水俣病患者に対する補償金の支払は原因者たる同社の負担において行うべきであるという原因者負担の原則を堅持しつつ、次の内容の金融支援措置により、同社の経営基盤の維持・強化を通じて患者に対する補償金支払に支障が生じないよう配慮するとともに、併せて地域経済・社会の安定に資するものとする。

一　関係金融機関に対する要請

(1) 関係金融機関に対し、チッソ株式会社に対する貸付金の元本償還の繰延、金利の減免及びたな上げ等現在実施中の金融特別措置を同社が公的資金による借入の返済を終了するまで維持するとともに、今後の同社の事業の継続に直接必要な資金についても引き続き支援するよう要請する。

(2) 熊本県がチッソ株式会社に対する金融支援を行うために発行する地方債のうち、同社が支払うべき毎年度の補償金支払総額又は資金不足額のいずれか少ない額から下記二による引受額を差し引いた額に係る

部分については、関係金融機関の引受を要請する。

二　地方債の引受

熊本県がチッソ株式会社への金融支援を行うために発行する地方債のうち、同社が支払うべき毎年度の補償金総額に 0.6 を乗じた額又は資金不足額のいずれか少ない額に係る部分については、資金運用部が引き受ける。

三　熊本県財政への配慮

熊本県がチッソ株式会社に対する金融支援を行うために発行した地方債の償還財源の確保が困難となった場合においては、国において所要の措置を講ずるものとし、その具体策は、関係大臣が協議のうえ、決定するものとする。

第三　関係行政機関、業界等によるその他の支援措置

通商産業省等関係行政機関は、チッソ株式会社の経営強化について支援を行うとともに、経済団体及び関係業界の協力を要請する。

第四　水俣・芦北地域の振興

熊本県の具体的提案を待って対処する。

発行者：熊　本　県
所　　属：地域振興課
発行年度：平成27年度